渋川市都市計画 マスタープラン



ごあいさつ

日本のまんなかを標榜する渋川市は、群馬県の中央部、雄大な関東平野の始まる位置にあり、赤城、榛名、子持、小野子の山々と、利根川、吾妻川の流れが織りなす起伏に富んだ自然豊かなまちです。名湯伊香保温泉を有する観光のまちでもあります。

また、国内で初めて甲(よろい)を着た古墳人の骨が 発見された金井東裏遺跡をはじめ、日本のポンペイとい われる国指定史跡の黒井峯遺跡など、古くから人々が定 着していた痕跡を残す日本でも有数の遺跡が所在し、注 目を集めています。



渋川市では、平成24年12月に「渋川市都市計画マスタープラン」を策定し、将来都市像に掲げる「やすらぎとふれあいに満ちた"ほっと"なまち」の実現に向けて、各地区の魅力や特性の活用と連携により、活力と賑わいあふれる都市づくりを進めてまいりました。

現在、人口減少や少子高齢化の進行、大規模な自然災害の発生などにより、都市づくりに求められる役割や考え方が変化しています。

渋川市においても、このような社会情勢の変化に対応し、厳しい財政状況の中でも、 将来にわたり都市の機能を維持するため、今回、「渋川市都市計画マスタープラン」を 改定いたしました。

本マスタープランでは、新たに工業誘致候補エリアを設定しました。新たな産業を誘致し、仕事と人を呼び込み、人口減少危機突破を図っていきます。

また、策定中の渋川市立地適正化計画や渋川市地域公共交通計画と連携し、まちのまとまりと効率的なネットワークを構築することで、持続可能な都市を目指していきます。

最後になりますが、本マスタープランの改定にあたり、貴重なご意見を賜りました市民の皆様、また、慎重なご審議を賜りました渋川市都市計画審議会委員の皆様に心から感謝と敬意を申し上げるとともに、今後とも一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、あいさつといたします。

令和2年12月

_{渋川市長} 高木 勉

≪目 次≫

第 1	│章 序 論	1
1	渋川市都市計画マスタープランの概要	. 1
2	上位計画の整理	. 2
3	都市づくりの課題の整理	. 8
第 2	2章 将来都市像	11
1	都市づくりの理念・都市づくりの目標	11
2	目標人口	14
3	将来都市構造	15
第3	3 章 全体構想	17
1	土地利用の方針	17
2	都市施設の整備の方針	21
3	市街地の整備の方針	28
4	その他の都市づくりの方針	30
第 4	↓章 地区別構想 .	31
1	渋川地区のまちづくり構想	31
2	伊香保地区のまちづくり構想	39
3	小野上地区のまちづくり構想	43
4	子持地区のまちづくり構想	47
5	赤城地区のまちづくり構想	52
6	北橘地区のまちづくり構想	56
第5	5章 計画の推進	60
1	計画の推進体制	60
2	計画の見直し	60
参	考	61
1	改定の経過	61
2	渋川市都市計画審議会委員名簿	62
3	用語解説	63

〈略語〉

●国道…一般国道 ● (主) …主要地方道 ● (一) …一般県道 ● (都) …都市計画道路

第1章 序 論

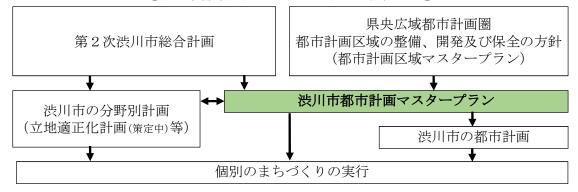
1 渋川市都市計画マスタープランの概要

1-1 都市計画マスタープランとは

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための①土地利用のあり方、②都市施設(道路や公園など)の整備、③市街地開発事業に関する計画で、都市計画法第18条の2第4項の規定に基づき、都市計画マスタープランに即したものでなければなりません。

渋川市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき、 渋川市が定める「都市計画に関する基本的な方針」で、上位計画である第2次渋川市総 合計画及び群馬県が策定する「県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全 の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即し、渋川市立地適正化計画(策定中)など の分野別計画と整合を図り、将来のあるべき姿をより具体化し、地域における都市づく りの課題とこれに対応した土地利用、都市施設の整備及び市街地の整備の方針(都市づ くりに関する防災や景観を含む)を明らかにします。

【渋川市都市計画マスタープランの位置づけ】



1-2 都市計画マスタープラン改定の目的

渋川市では、平成18年2月20日の市町村合併後、平成24年12月に渋川市都市計画マスタープランを策定しました。令和2年12月改定の渋川市都市計画マスタープランでは、改定時点の最新の上位計画及び分野別計画と整合を図り、都市計画法第6条第1項に規定する都市計画に関する基礎調査(平成29年度群馬県実施)の結果に基づく都市計画再編の内容を反映するとともに、今後の事業動向を踏まえたものにすることを目的とします。

1-3 対象区域

渋川市都市計画マスタープランの対象区域は、渋川市全域とします。

1-4 計画期間及び目標年次

渋川市都市計画マスタープランの計画期間は、平成24年12月の策定時から15年 とし、目標年次は、令和9年とします。

2 上位計画の整理

2-1 県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域 マスタープラン)

(1) 広域都市計画圏全体編

■目標年次

都市づくりの基本理念(都市づくりの目標、基本方針、目指すべき都市構造・市街地像)は、令和17年を想定し、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針は、令和7年を目標年次として作成する。

■都市づくりの目標

「ぐんまらしい持続可能なまち」~ぐんまのまちの"個性"を活かして"まちのまとまり"をつくりだします~

■基本方針

- ①人口減少を前提とした土地利用計画にあわせた公共交通や都市施設の再構築
- ②空き地・既存施設の利活用や優遇措置の導入による街なかへの転居の促進や集客施設 の誘致
- ③地域の誇れる個性・景観・くらしを支える機能を整えた魅力的な「まちのまとまり」 つくり
- ④都市間移動も都市内移動も高い利便性の確保
- ⑤ぐんまの強みを活かした産業の誘致や新エネルギーによる産業創出環境づくり

■目指すべき都市構造・市街地像

市街地の範囲は、現行の用途地域の範囲とし、拠点ごとの役割に応じた都市機能の集積を図るとともに、都市活動を支える商業・業務・生産機能や居住機能、文化・情報機能などが一体的に機能するコンパクトな市街地の形成を図る。

〇都市拠点

都市機能とまちなか居住のための居住機能とを合わせて提供する地区

種別	都市計画区域	位置(地区名等)	拠点が担う機能・役割	連携・補完する機能・役割
都市	渋川	渋川駅から四ツ	業務、行政、文化、及び	主に商業、教育、医療機能に
		角地区周辺	居住	ついて周辺の拠点と連携

〇生活拠点

都市基盤の整備により、良好な居住環境の向上を目指す地区 具体的な拠点の位置等については、市町村が位置づけを行うものとする。

〇産業拠点

対外競争力を持つ「ものづくり産業」または「首都圏のバックアップ機能」を集積する地区(国道17号沿い及び渋川伊香保インターチェンジ周辺、有馬企業団地)

〇観光拠点

「主要な温泉地」など、県内外から集客が見込めるような観光資源を有し、周辺の観

光地との連携により、一体となった観光誘客の拠点となる地区(伊香保温泉周辺)

■土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

〇住宅地

- ◇既存集落も含めたまちのまとまりに誘導
- ◇郊外部への拡大をやめ、まちなかのストックを有効に活用

〇商業地

- ◇鉄道やバスを利用して多くの人が集まりやすい拠点への一層の集積
- ◇郊外における新たな商業地の拡大を原則抑制

〇業務地

◇公共交通の利便性が高く業務機能がすでに集積している拠点への配置を促進

〇工業地

◇交通利便性の高い産業拠点等に戦略的に配置

〇流通業務地

◇広域的・根幹的交通結節点への配置を促進

■都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

〇「自動車以外の移動手段」も選択できる交通体系を確立

◇道路

広域のネットワーク形成に寄与する道路の利便性をより一層向上

◇鉄道・バス

地域的な暮らしの足を確保するとともに、基幹公共交通軸の強化・快適化を推進 ◇自転車

安全で快適な通行空間の確保に向け、歩道通行から車道通行への移行や計画的な通行環境整備を推進

〇地域の状況に応じた効率的な下水道整備の推進

■市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

〇まちのまとまりを形成する上で重要な地区において市街地開発事業を推進

■自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

- 〇防災機能にも配慮した緑地や公園の体系化
 - ◇環境保全系統

水と緑のネットワークの骨格を成す一級河川や樹林地、都市公園を保全

◇レクリエーション系統

県外からの来訪も考慮してレクリエーションの場や観光資源を巡るコース等の整備 を推進

◇防災系統

大規模災害時に首都圏を支えられるようにバックアップ機能を強化

◇景観構成系統

暮らしにゆとりと豊かさをもたらす、良好なまち並みや景観を形成

3

(2) 個別都市計画区域編

■渋川都市計画区域 ○市街地拡散の傾向がみられ、低密な市街地の連担につながらないよう、市 街地拡散の抑制とまちのまとまりの形成・維持が必要である。特にJR八 木原駅周辺の計画的な土地利用を検討する必要がある。 ○土地区画整理事業が終了する都市拠点・渋川駅から四ツ角地区周辺への都 区域の主要課題 市機能集約が課題である。 ○吾妻広域都市計画圏や利根沼田広域都市計画圏との連携強化、伊香保温泉 の観光資源としての保全・活用に向けた市街地形成が課題である。 ○上武道路や上信自動車道、高崎渋川線バイパスなど幹線道路の整備が進ん でおり、今後沿道の開発圧力が高まる可能性がある。 ○区域区分の有無:区域区分を定める必要があるが、今回は定めない。 ・人口動向と土地利用に市街地の拡散傾向がみられ、上信自動車道の整備に 伴う土地利用促進から、市街地拡大の可能性が高いと判断され、市街地の 区域区分に関す 低密化が懸念される。 ・基本的に区域区分を定める必要があることを前提として、区域区分の新規 る方針 実施に向けた検討を進める。検討の結果、区域区分によらずとも想定され る課題に対応できると判断される場合においては、区域区分代替案(用途 地域や特定用途制限地域等の指定)による土地利用規制を行う。 本区域においては、区域区分の実施等による土地利用規制・誘導を周辺都 市と連携しながら行うことで、鉄道駅を中心としたまちのまとまりの形成・ 維持を図る。また、伊香保地区を「観光拠点」として位置づけ、景観の保全・ 維持、当該地区へのアクセス改善を図る。なお、区域区分を定めない場合の 区域区分代替案については、以下を想定する。 ○まちのまとまり ・まちのまとまりを形成すべき地域で人口密度等の一定の要件を満たす区 域、あるいは現況の土地利用状況等から必要な区域については、用途地域 を指定し、良好な市街地の形成を図る。 ・まちのまとまりを形成すべき地域で、用途地域外の区域については、必要 な範囲について地区計画等を定め、良好な生活環境の整備等を推進する。 ・用途地域の指定がある範囲を原則として、立地適正化計画による居住誘導 まちのまとまり 区域及び都市機能誘導区域を指定し、住宅あるいは都市機能増進施設の立 の形成に向けた 対応方針 地の誘導を図る。 ○まちのまとまり外 ・まちのまとまり以外の地域については、特定用途制限地域を指定し、身近 な商業施設や小規模工場等以外の施設立地を制限することで居住環境の 保全等を図る。

を指定する。 ○幹線道路の沿道等

設等の立地を制限する。

・また、まちのまとまり以外での住宅の立地を抑制するため、居住調整地域

・幹線道路の沿道において土地利用が促進されることが予測される区域については、特定用途制限地域を指定し、渋川市都市計画マスタープランにおいて商業地域の形成を図ることを位置づける地域を除いて、大規模商業施

2-2 第2次渋川市総合計画

■計画期間

平成30年度~令和9年度

■将来像

将 来 像

やすらぎとふれあいに満ちた"ほっと"なまち

取組姿勢

次世代が安心し、誇りを持ち、 暮らし、働けるまちづくり

人・地域・資源を「育む」







■施策の大綱

1 安全・安心に暮らし続けられるまち【安全・安心、暮らし】

災害や犯罪などに対して、市民の生命・財産を守り、誰もが安全で安心な住みよいまちの実現を目指します。

2 健やかに育み支え合うまち【健康、福祉、スポーツ】

住み慣れた地域で互いに支え合い、誰もが生涯を通じて健やかに暮らせるまちの実現 を目指します。

3 魅力と活力があふれるまち【産業】

魅力あふれる交流とにぎわいを創造するために、本市の強みをいかし、新たな産業の振興や雇用の創出により活力あふれるまちの実現を目指します。

4 自然と調和した快適なまち【都市基盤、自然環境】

本市の美しい自然環境を保全し、快適な都市環境を整備するため、適正な土地利用を推進するとともに、地域の交流や連携を強化するため、幹線道路や生活道路、交通安全施設を整備し、市民が快適に生活できるまちの実現を目指します。

5 豊かな心と文化を育むまち【教育、文化】

子どもたちの生きる力を育むため、特色ある教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が連携した取組を推進します。

また、本市の歴史と地域文化などを通じ、各世代に応じた活動や人材の育成を促進し、文化の薫り高いまちの実現を目指します。

6 協働による持続可能なまち【自治、協働、行財政】

全ての市民が、その特性を最大限に発揮することができる多様性のあるまちづくりを推進するとともに、市民を始めとする多様な主体との協働により計画的な行財政運営を行い、持続可能なまちの実現を目指します。

■将来都市構造

渋川市の目指すべき土地利用、都市活動を支える拠点、軸などの要素を設定します。



地区間の連携、防災機能の向上、産業活動や市民生活などを支えるネットワークを形成

自然保全ゾーン

緑地や森林の保全と良好な自然景観の維持 を図るゾーン

自然共生ゾーン

周辺の自然環境との調和を図りつつ、農業 の振興と農地の保全・整備を図るゾーン

市街地ゾーン

各地区の公共公益サービスが集積する生活 の中心的な役割を担うゾーン

🛑 産業市街地ゾーン

交通利便性をいかし、環境との調和に配慮 した産業が集積するゾーン

○ 都市拠点

交通利便性や都市機能の集積をいかした、JR渋川駅周辺を中心とする拠点

○ 地区拠点

公共公益機能やコミュニティが集積し、日常生活 や様々な活動の中心となる都市拠点と連携した拠点

🔷 観光拠点

伊香保地区の温泉街を中心とした、観光やレク リエーション、保養、健康維持などの活動拠点

◆ 都市軸

国道や主要地方道などの広域的な骨格となる軸

**** 水辺の軸

利根川、吾妻川について、レクリエーション利用など、有効的な活用を図る軸

※第2次渋川市総合計画における将来都市構造

■各地区のまちづくりの基本方針と取組内容

	基本方針	交通利便性と都市機能の集積をいかしたまちづくり		
개네바로		○拠点間の連携を強化する道路や公共交通の充実		
渋川地区	取組内容	○交通利便性と商業施設や公共施設などの集積による中心市街地の活		
		性化		
	基本方針	伊香保温泉の知名度と集客力をいかしたまちづくり		
伊香保地区	取組内容	○温泉街をいかした観光拠点としての魅力向上		
	以祖内谷	○情報発信による交流人口の拡大		
	基本方針	豊かな自然と交流拠点をいかしたまちづくり		
小野上地区	取組内容	○小野子山など豊かな自然の活用		
	以祖内谷	○交流拠点機能をいかした交流人口の拡大		
	基本方針	農業をはじめとした産業の活力と自然や歴史資源などをいかしたまち		
子持地区		づくり		
丁寸地区	取組内容	○幹線道路網をいかした農業や商業などの産業の活性化		
		○自然や歴史資源、交流拠点機能をいかした交流人口の拡大		
	基本方針	交通利便性と農業の活力をいかしたまちづくり		
赤城地区	5 445	○交通利便性をいかした観光農業などの振興		
	取組内容	○農業生産基盤の充実		
	基本方針	恵まれた地理的条件と農業の活力をいかしたまちづくり		
北橘地区	取組内容	○恵まれた地理的条件をいかした良好な住環境の保全		
		○都市近郊農業の推進		

3 都市づくりの課題の整理

都市づくりの課題は、上位計画及び分野別計画と整合を図り、今後の事業動向を踏ま えて整理しました。

■土地利用に関する課題

○集約型都市を構築する住宅地や商業業務地の集積

拡散型から集約型への都市構造の転換では、持続的な生活サービスやコミュニティを確保するため、低未利用地等を活用して居住を誘導し人口密度を維持するエリアに住宅地の集積を進める必要があります。また、地域経済の活性化や生活サービスの効率的な提供を図るため、低未利用地等を活用して都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの)の立地を誘導するエリアに商業業務地の集積を進める必要があります。

〇工業地の戦略的な形成

工業地は、「ひと」と「しごと」を呼び込む企業誘致を積極的に推進するため、交通 利便性が高いエリアに戦略的に形成する必要があります。

○誘客につながる土地利用

商業業務系の市街地では、土地利用の高度化や地域経済の活性化を図るため、低未利用地等を活用して誘客につながる土地利用を行う必要があります。

○規制と誘導が連動した土地利用コントロール

土地利用の促進が予測される郊外の幹線道路沿道では、無秩序な市街化の進行を防止するとともに幹線道路の速達性を確保するため、健全と安全の配慮に併せて、集客力のある大規模な商業施設の立地に関し規制と誘導が連動した土地利用コントロールを行う必要があります。

用途地域外において住宅立地が顕著な地域では、良好な居住環境を形成するため、規制と誘導が連動した土地利用コントロールを行う必要があります。

○計画的な土地利用の転換

自然的土地利用から都市的土地利用への転換では、地球温暖化の防止、食料等の安定供給、自然循環システムの維持、生物多様性の確保、自然景観の保全を図るため、慎重な配慮のもと計画的に行う必要があります。

■都市施設の整備に関する課題

〇都市計画道路網の再構築

都市計画道路は、社会経済情勢や道路に求められる機能・役割の変化に対応するとともに、JR八木原駅東側地域の急速な住宅開発と鉄道駅の交通結節点整備が進む八木原地区を含む南部地域の振興を図るため、効率的かつ効果的なネットワークの再構築を行う必要があります。

〇都市施設の必要な整備と適切な維持管理

道路と橋りょうは、都市間(隣接市町村をつなぐ)や地区間(市内の地域をつなぐ)のアクセス性を確保するため、防災と景観に配慮した選択と集中による必要な整備を行うとともに、安全な通行を確保するため、適切な維持管理を行う必要があります。

公園・緑地は、やすらぎと憩いの環境を充実するため、防災と景観に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行う必要があります。

上水道は、安全な水を安定して供給するため、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行う必要があります。

下水道は、清潔で快適な生活環境を保全するため、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行う必要があります。

〇公共交通の利用を促進する環境の形成

鉄道は、利用者の利便性を向上するため、主要な交通結節点の必要な整備を行う必要があります。

バスは、誰もが安心して出かけやすい環境を形成するため、地域の特性に応じた円滑な移動手段の確保、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行う必要があります。

〇自転車通行空間の計画的な整備

自転車利用者が多い道路は、自転車利用者と歩行者の安全性の向上、自転車の活用による環境への負荷の低減を図るため、自転車通行空間の計画的な整備を行う必要があります。

■市街地の整備に関する課題

〇渋川市役所周辺·JR渋川駅周辺の整備

渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺では、人口密度を維持し都市機能を誘引してまとまりと賑わいが一体となった渋川市の顔としてふさわしい健全な都市を形成するため、駅西側は整備済みの街区を活用するなどの市街地の再生を行い、駅東側は民間投資誘発効果の高い都市基盤の必要な整備を行う必要があります。

OJR八木原駅周辺の整備

JR八木原駅周辺では、人口密度を維持する良好な居住環境を形成するため、適切な土地利用規制と併せて都市基盤の必要な整備を行う必要があります。

〇居住や都市機能のまとまりのある地域 (渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺とJR八木原駅周辺を除く) の都市基盤と都市機能の維持

行政センター周辺と住宅団地周辺では、地域の特性に応じた良好な生活環境を保全するため、既存の都市基盤と都市機能の維持を行う必要があります。

○伊香保温泉周辺の温泉街にふさわしい街なみの形成

伊香保温泉周辺では、知名度と集客力を活かした観光地づくりを進めるため、景観 に配慮した温泉街にふさわしい街なみを形成する必要があります。

〇企業立地基盤の整備

交通利便性が高く工場や物流施設の立地に適している地域では、「ひと」と「しごと」を呼び込む企業誘致を積極的に推進するため、企業立地基盤の必要な整備を行う必要があります。

■その他の都市づくりに関する課題

○集落地の都市基盤と都市機能の維持

農地と住宅地が複合し集積する集落地では、地域の特性に応じた良好な生活環境を 保全するため、既存の都市基盤と都市機能の維持を行う必要があります。

〇安全で魅力的な都市空間の形成

都市づくりでは、地域の安全と魅力を向上するため、災害に強く景観の良好な都市の空間を形成する必要があります。

第2章 将来都市像

渋川市都市計画マスタープランの将来都市像では、都市計画区域マスタープランの目標と第2次渋川市総合計画で掲げる将来像の実現に向けて、都市づくりの理念、都市づくりの目標、目標人口、将来都市構造を定めます。

1 都市づくりの理念・都市づくりの目標

都市計画区域マスタープランの目標と第2次渋川市総合計画で掲げる将来像は、渋川市都市計画マスタープランの平成24年12月の策定時から変わっていません。

また、策定時に設定した都市づくりの目標は、令和2年12月改定時における都市づくりの課題を解決する方向性となっています。

よって、都市づくりの理念(都市づくりの課題を解決するための理想的な考え方)と 都市づくりの目標(都市づくりの理念を達成するための目指すべき方向性)は、継承し ます。

1-1 都市づくりの理念

各地区の魅力や特性の活用と連携による、 活力と賑わいあふれる都市づくり

1-2 都市づくりの目標

目標①:地区ごとの拠点を活かし連携する自立・持続可能な都市づくり

拡散型から集約型への都市構造の転換では、低未利用地等を活用して居住を誘導し人口密度を維持するエリアに住宅地の集積を進めることにより、持続的な生活サービスやコミュニティを確保します。また、低未利用地等を活用して都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの)の立地を誘導するエリアに商業業務地の集積を進めることにより、地域経済の活性化や生活サービスの効率的な提供を図ります。

交通利便性が高く工場や物流施設の立地に適している地域では、企業立地基盤の必要な整備を行い、戦略的に工業地を形成することにより、「ひと」と「しごと」を呼び込む企業誘致を積極的に推進します。

商業業務系の市街地では、低未利用地等を活用して誘客につながる土地利用を行うことにより、土地利用の高度化や地域経済の活性化を図ります。

土地利用の促進が予測される郊外の幹線道路沿道では、健全と安全の配慮に併せて、 集客力のある大規模な商業施設の立地に関し規制と誘導が連動した土地利用コントロールを行うことにより、無秩序な市街化の進行を防止するとともに幹線道路の速達性を確保します。

用途地域外において住宅立地が顕著な地域では、規制と誘導が連動した土地利用コントロールを行うことにより、良好な居住環境を形成します。

渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺では、駅西側は整備済みの街区を活用するなどの市街地の再生を行い、駅東側は民間投資誘発効果の高い都市基盤の必要な整備を行うことにより、人口密度を維持し都市機能を誘引してまとまりと賑わいが一体となった健全な都市を形成します。

JR八木原駅周辺では、適切な土地利用規制と併せて都市基盤の必要な整備を行うことにより、人口密度を維持する良好な居住環境を形成します。

行政センター周辺と住宅団地周辺では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行うことにより、地域の特性に応じた良好な生活環境を保全します。

伊香保温泉周辺では、景観に配慮した温泉街にふさわしい街なみを形成することにより、知名度と集客力を活かした観光地づくりを進めます。

農地と住宅地が複合し集積する集落地では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行う ことにより、地域の特性に応じた良好な生活環境を保全します。

目標②:都市活動を支える交通体系を備えた都市づくり

都市計画道路は、効率的かつ効果的なネットワークの再構築を行うことにより、社会経済情勢や道路に求められる機能・役割の変化に対応するとともに、JR八木原駅東側地域の急速な住宅開発と鉄道駅の交通結節点整備が進む八木原地区を含む南部地域の振興を図ります。

道路と橋りょうは、防災と景観に配慮した選択と集中による必要な整備を行うことにより、都市間(隣接市町村をつなぐ)や地区間(市内の地域をつなぐ)のアクセス性を確保します。

鉄道は、主要な交通結節点の必要な整備を行うことにより、利用者の利便性を向上します。

バスは、地域の特性に応じた円滑な移動手段の確保、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行うことにより、誰もが安心して出かけやすい環境を形成します。

自転車利用者が多い道路は、自転車通行空間の計画的な整備を行うことにより、自転車利用者と歩行者の安全性の向上、自転車の活用による環境への負荷の低減を図ります。

目標③:安全で安心して暮らせる都市づくり

道路と橋りょうは、適切な維持管理を行うことにより、安全な通行を確保します。 公園・緑地は、防災と景観に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行うことにより、 やすらぎと憩いの環境を充実します。

上水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行うことにより、安全な水を安定して供給します。

下水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行うことにより、清潔で快適な生活環境を保全します。

都市づくりでは、災害に強く景観の良好な都市の空間を形成することにより、地域の 安全と魅力を向上します。

目標④:美しく豊かな「ふるさと」と共生する都市づくり

自然的土地利用から都市的土地利用への転換では、慎重な配慮のもと計画的に行うことにより、地球温暖化の防止、食料等の安定供給、自然循環システムの維持、生物多様性の確保、自然景観の保全と継承を図ります。

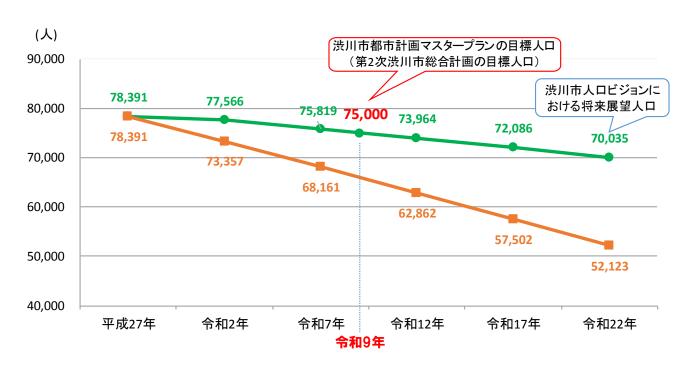
2 目標人口

第2次渋川市総合計画では、平成27年度に策定した渋川市人口ビジョンにおける将来展望人口(渋川市独自推計)に準拠し、令和9年の目標人口を「約75,000人以上」としています。

渋川市都市計画マスタープランの目標年次(令和9年)における目標人口は、第2次 渋川市総合計画と整合を図り「約75,000人以上」とします。

【渋川市都市計画マスタープランの目標人口】

目標年次(令和9年)の目標人口:約75,000人以上



━━ 目標人口(第2次渋川市総合計画)

━━ 趨勢人口(社人研推計値)

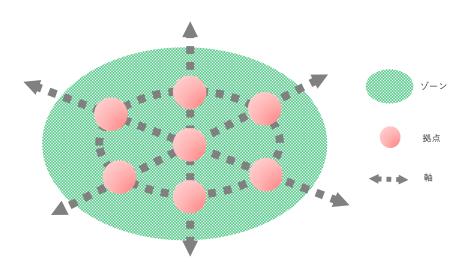
資料:【目標人口】「第2次渋川市総合計画」における目標人口

【趨勢人口】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

3 将来都市構造

渋川市都市計画マスタープランの将来都市構造は、都市づくりの理念と都市づくりの目標を踏まえて、「ゾーン」「拠点」「軸」の3つの構成要素が有機的に連携したものとします。

【「ゾーン」「拠点」「軸」の3つの構成要素が有機的に連携したイメージ図】



3-1 将来都市構造の種別

(1) ゾーン

ゾーンの種別は、「都市ゾーン」「市街地ゾーン」「産業市街地ゾーン」「産業誘致候補 ゾーン」「自然共生ゾーン」「自然保全ゾーン」の6つとします。

種別	定義	
都市ゾーン	一体の都市として総合的に整備、開発及び保全の必要がある区域	
市街地ゾーン	生活サービスが集積する区域や周辺地域に比して人口が集積する区域	
産業市街地ゾーン	産業が集積する区域	
産業誘致候補ゾーン	交通利便性が高く工場や物流施設の立地を新たに検討する区域	
自然共生ゾーン	都市基幹公園の機能向上、緑地や農地の保全を図る区域	
自然保全ゾーン	森林の保全、良好な自然景観の維持を図る区域	

(2) 拠点

拠点の種別は、「都市拠点」「生活拠点」「観光拠点」の3つとします。

種別	定義・配置
都市拠点	市域各所からの公共交通アクセス性に優れ、行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点として、渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺に配置します。
生活拠点	行政センター機能や交通結節点を中心とした、周辺地域に比して人口が集積する拠点として、小野上行政センター周辺、子持行政センター周辺、赤城行政センター周辺、北橋行政センター周辺、JR八木原駅周辺に配置します。
観光拠点	伊香保地区の温泉街を中心とした、観光、レクリエーション、保養などの拠点として、 伊香保行政センター周辺に配置します。

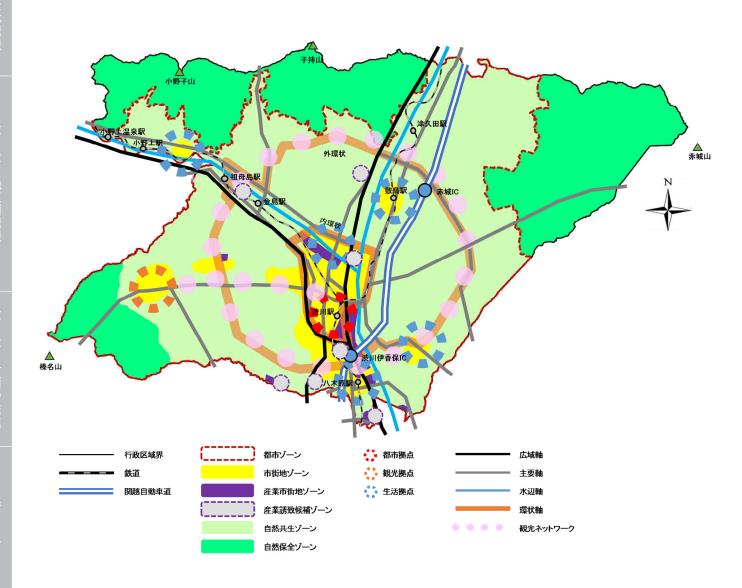
(3) 軸

軸の種別は、「広域軸」「主要軸」「水辺軸」「環状軸(内環状・外環状)」「観光ネットワーク」の5つとします。

種別	定義
広域軸	移動時間の短縮による広域連携を促進する軸
主要軸	広域軸を補完する、都市間(隣接市町村をつなぐ)の主要な軸
水辺軸 治水能力を高め、親水性の向上を図り、レクリエーションの利用を る軸	
環状軸 (内環状・外環状)	中心市街地を通過するだけの交通の流入を抑制して混雑の緩和、郊外から 中心市街地へ流入する交通を分散させて円滑な交通処理、地区間(市内の 地域をつなぐ)の相互連携を目的とする軸
観光ネットワーク	観光拠点と各地区をつなぎ、点在する観光資源のネットワーク化を図る軸

3-2 将来都市構造図

渋川市都市計画マスタープランの将来都市構造図は、「ゾーン」「拠点」「軸」をそれぞれ次のとおり配置します。



第3章 全体構想

渋川市都市計画マスタープランの全体構想では、土地利用の方針、都市施設の整備の 方針、市街地の整備の方針、その他の都市づくりの方針を定めます。

1 土地利用の方針

渋川市都市計画マスタープランの土地利用の方針は、第2章の将来都市像を実現するため、「集約型都市を構築する住宅地や商業業務地の集積」「工業地の戦略的な形成」「誘客につながる土地利用」「規制と誘導が連動した土地利用コントロール」「計画的な土地利用の転換」を行うものとします。

1-1 住宅系土地利用

(配置欄は順不同。以下第3章において同じ。)

区分	方針		
	住宅地が集積する地域として、土地利用の転換は、計画的に行います。さらに、JR八木原駅周辺では、立地適正化計画や地区計画などの制度を活用し、 集約型都市を構築する住宅地の集積を行うとともに、規制と誘導が連動した土 地利用コントロールを行います。		
住宅地		伊香保小学校周辺	・小野上行政センター周辺
	配置	・子持行政センター周辺	・赤城行政センター周辺
	出追	・北橘行政センター周辺	・JR八木原駅周辺
		• 住宅団地周辺	・JR敷島駅周辺
怎么	住宅地と商業業務地が複合し集積する地域として、土地利用の転換は、計画 的に行います。さらに、中心商業業務地周辺では、集約型都市を構築する住宅 地の集積を行います。		
複合住宅地	配置	・商業業務系土地利用(沿道型商業業務地の国道17号鯉沢バイパス と国道353号の沿道を除く)の周辺	
		・渋川伊香保インターチェンジ周辺	1

1 – 2 商業業務系土地利用

区分	方針		
E /J	多様な生活サービスの提供と賑わいの創出を図り、経済活動の中枢となるべ		
			面を図り、経済活動の中枢となるへ 適正化計画などの制度を活用し、集
			うとともに、誘客につながる土地利
中心商業業務地		います。	
	717 2 17	・ 渋川市役所周辺	・ J R 渋川駅周辺
	配置	・新町五差路周辺	・四ツ角地区周辺
	先 日 小人	. , . ,	, , , , , ,
 観光商業業務地		の振興に奇子りる問果果務地が集損 を行います。	する地域として、誘客につながる土
既兀冏未未伤地 	配置	・伊香保温泉周辺	
			日供と回っ立光光改いが伊建士でい
			是供を図る商業業務地が集積する地 とともに、土地利用の転換は、計画
		います。ただし、土地利用の促進が予	
			全と安全の配慮に併せて、集客力の
		規模な商業施設の立地に関し規制と	
	ールを行います。		
		・国道17号鯉沢バイパスの沿道	
		(吾妻新橋から白井上宿交差点まで)	
		・国道353号の沿道	
		(白井上宿交差点から長尾小学校南交差点まで)	
		・国道17号渋川西バイパスの沿道	
沿道型		(中村交差点からあじさい公園入口交差点まで)	
商業業務地		・(主)渋川東吾妻線の沿道	
		(藤ノ木東交差点から金井本町を	交差点まで)
	配置	・(主) 高崎渋川線の沿道	
	印炉	(行幸田団地東交差点から市役所入口交差点まで)	
		・市道行幸田小倉線の沿道	
		(行幸田橋北から午王橋まで)	
		・ 市道南部幹線の沿道	
		(南部大橋から行幸田団地東交差	差点まで)
		・市道駅前通り線の沿道	
		(高源地交差点から藤ノ木東交差	差点まで)
		・市道折原阿久津線の沿道	
		(月見橋から金井南町交差点まで	(°)

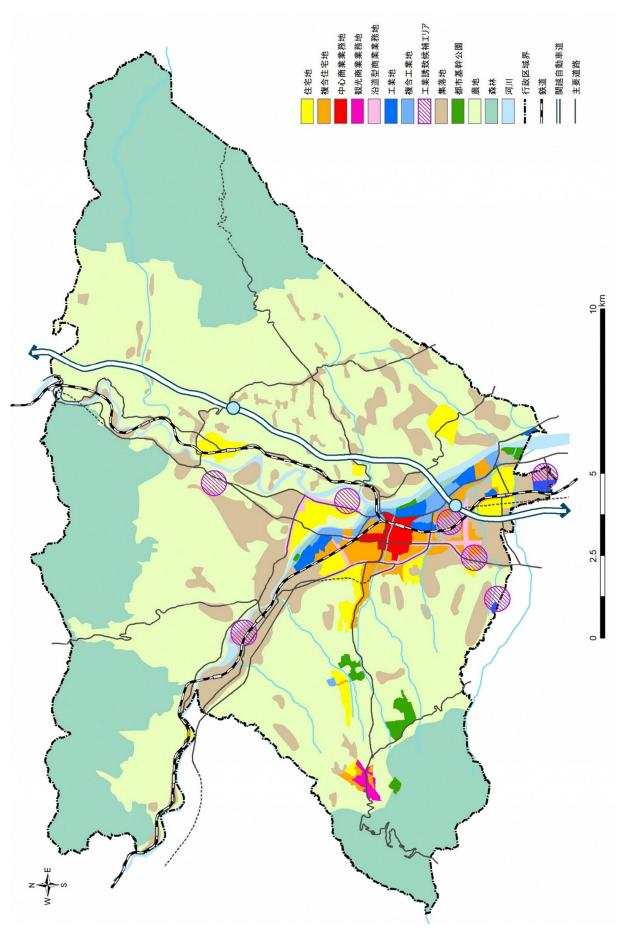
1-3 工業系土地利用

区分	方針 方針			
	首都	圏などへの交通アクセス性の良さを	活かした工業地が集積する地域と	
	して、	戦略的な形成を図ります。		
ㅜ 쌓 내		・ J R 渋川駅南側周辺	· 大崎交差点東側周辺	
工業地	和黑	半田北交差点東側周辺	• 市道田中聖神線周辺	
	配置	• 半田工業団地	• 有馬企業団地	
		• 坂東工業団地	JR八木原駅北東側周辺	
	工業	地と住宅地が複合し集積する地域と	して、居住環境に配慮して戦略的な	
	形成を	図ります。		
複合工業地	配置	· 群馬県渋川合同庁舎周辺	・東町交差点周辺	
		• 中村交差点周辺	• 南渋川自動車教習所周辺	
		• 金井住宅団地北側周辺		
		利便性が高く工場や物流施設の立地		
	用の転	換を計画的に行うとともに、戦略的	な形成を検討します。	
		・渋川伊香保インターチェンジ周辺	1	
		• 渋川半田工業団地周辺		
工業誘致		・渋川医療センター周辺		
候補エリア 	配置	・(主) 高崎渋川線バイパス周辺		
		・ J R 金島駅周辺		
		• 北部学校給食共同調理場周辺		
		• 有馬企業団地周辺		

1-4 その他の土地利用

1-4 その他の土地利用			
区分	方針		
生花地	農地	と住宅地が複合し集積する地域とし	て、農地の保全を図ります。
集落地 	配置	・都市基幹公園と農地を除く自然共	生生ゾーン
	住民	:全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運	動等の用に供します。
都市基幹公園		・渋川市総合公園	・渋川スカイランドパーク
10 11 本界公園	配置	・上ノ山公園	• 坂東橋緑地公園
		・吾妻川公園	• 大崎緑地公園
農地	農地の保全を図ります。		
辰地	配置	・集落地と都市基幹公園を除く自然	共生ゾーン
	森林	林の保全や良好な自然景観の維持に努めます。	
森林	配置	・赤城山周辺	・榛名山周辺
		• 子持山周辺	・小野子山周辺
	治水	能力を高め、親水性の向上を図り、	レクリエーションの利用を促進しま
河川	す。		
	配置	・河川区域	

【土地利用の方針図】



2 都市施設の整備の方針

渋川市都市計画マスタープランの都市施設の整備の方針は、第2章の将来都市像を実現するため、「都市計画道路網の再構築」「都市施設の必要な整備と適切な維持管理」「公共交通の利用を促進する環境の形成」「自転車通行空間の計画的な整備」を行うものとします。

2-1 交通体系の整備の方針

(1) 道路の整備の方針

〇広域幹線道路 (広域軸)

国道17号、上信自動車道(国道17号渋川西バイパス、国道353号金井バイパス・川島バイパス・祖母島〜箱島バイパス)、(主)高崎渋川線バイパスは、移動時間の短縮による広域連携を促進する道路として、必要な整備と適切な維持管理を促進します。

路線	区間・地点	整備(要望)内容
	伊熊交差点	交差点改良
国道17号	伊熊北交差点	父左爪以及
	綾戸バイパス	道路新規整備
	前橋渋川バイパス	暫定2車線区間の4車線化
上信自動車道	あじさい公園入口交差点から金井イン ターチェンジまで	道路新規整備

〇主要幹線道路(主要軸)

国道291号、国道353号、(主)前橋伊香保線、(主)高崎渋川線、(主)高崎安中渋川線、(主)渋川松井田線、(主)渋川大胡線、(主)渋川東吾妻線、(主)渋川下新田線、(主)大間々上白井線、(一)下久屋渋川線、(都)半田南線、(主)前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸道路(構想)は、広域幹線道路を補完し、都市間(隣接市町村をつなぐ)の主要な道路として、必要な整備と適切な維持管理を促進します。

路線	区間・地点	整備(要望)内容	
国道353号	北牧東の前組住民センター南から北群	線形改良	
国担びひろり	馬橋交差点まで	歩道整備	
	ビジターセンター前交差点から前橋方	歩道整備	
(主) 前橋伊香保線	面約2.5kmまで	5 ZEVIII	
	ビジターセンター前交差点	交差点改良	
(主)高崎渋川線	石原交差点北から渋沢橋まで	道路改良	
(主) 高崎安中渋川線	半田交差点から小倉交差点東まで	道路改良	
(土) 同啊女中深川稼		歩道整備	
(主) 渋川東吾妻線	登沢橋	歩道整備	
(主)大間々上白井線	林道深山栄線交差点から大間々方面約	道路改良	
	3 k mまで		
(都)半田南線	半田字南原から吉岡町大字下野田字杉	道路新規整備	
(百四) 一口门的	下まで	VE NU VALTE IM	

路線	区間・地点		整備(要望)内容
(主)前橋伊香保線 吉岡バイパスの延伸道路	吉岡都市計画道路大久保上野田線と (都) 半田南線との交差地点から市道南 部幹線まで		道路新規整備
(構想)	構想目的	渋川市と吉岡町を結ぶ重要な主要幹線道路として県央地域全体の発展に多大な効果が期待でき、市南部の地域振りと定住人口の増加を図る	

〇内環状線、外環状線 (環状軸)

内環状線(国道17号、国道353号、上信自動車道、(一)下久屋渋川線、利根川橋りょう4(構想)、吾妻川橋りょう1(構想))と外環状線(国道17号、国道353号、(主)渋川大胡線、(主)渋川東吾妻線、(主)大間々上白井線、(主)渋川下新田線、(一)渋川吉岡線、(一)持柏木寄居線、市道南部幹線、市道南原線、市道4-4247号線、子持農道、利根川橋りょう1(構想)、吾妻川橋りょう2(構想))は、中心市街地を通過するだけの交通の流入を抑制して混雑の緩和、郊外から中心市街地へ流入する交通を分散させて円滑な交通処理、地区間の相互連携を目的とする道路として、必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

橋りょう	区間・地点		整備(要望)内容
利根川橋りょう1	中村地区と	北橘町分郷八崎地区の間	橋りょう新規整備
(構想)	構想目的	渋川市の産業・観光等による 搬送時間の短縮	地域の活性化や救急医療等の
利根川橋りょう4	赤城町樽地	区と白井地区の間	橋りょう新規整備
(構想)	構想目的	渋川市の産業・観光等による 搬送時間の短縮	地域の活性化や救急医療等の
吾妻川橋りょう1	金井地区と	北牧地区の間	橋りょう新規整備
(構想)	構想目的	渋川市の産業・観光等による 搬送時間の短縮	地域の活性化や救急医療等の

〇補助幹線道路

広域幹線道路と主要幹線道路を除く、都市計画道路、一般県道、内環状線、外環状線、 1級市道、利根川橋りょう3(構想:赤城町津久田地区と上白井地区の間)は、広域幹 線道路と主要幹線道路を補完し、地区間(市内の地域をつなぐ)の道路として、必要な 整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

路線	区間・地点		整備(要望)内容
(都)金井新町高源地線	市役所入口交差点から前橋地方法務局 渋川出張所前まで		道路改良
(仮称) 下箱田米野線		:見町米野から北橘町箱田を 道17号まで	道路新規整備
(構想)	構想目的	県立小児医療センターへのアクセス性の向上	

〇その他

JR渋川駅、JR八木原駅、工業誘致候補エリアへのアクセス道路は、必要な整備を 行います。

都市計画道路網は、効率的かつ効果的なネットワークの再構築を行います。

道路空間は、防災、景観、自転車の通行、歩行者の通行に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

外環状線とアルテナード(道路沿線に観光施設が点在する日本シャンソン館から徳富 蘆花記念文学館までの渋川市が定めた県道の愛称)は、観光拠点と各地区をつなぎ、点 在する観光資源をネットワーク化します。

(2) 公共交通網の整備の方針

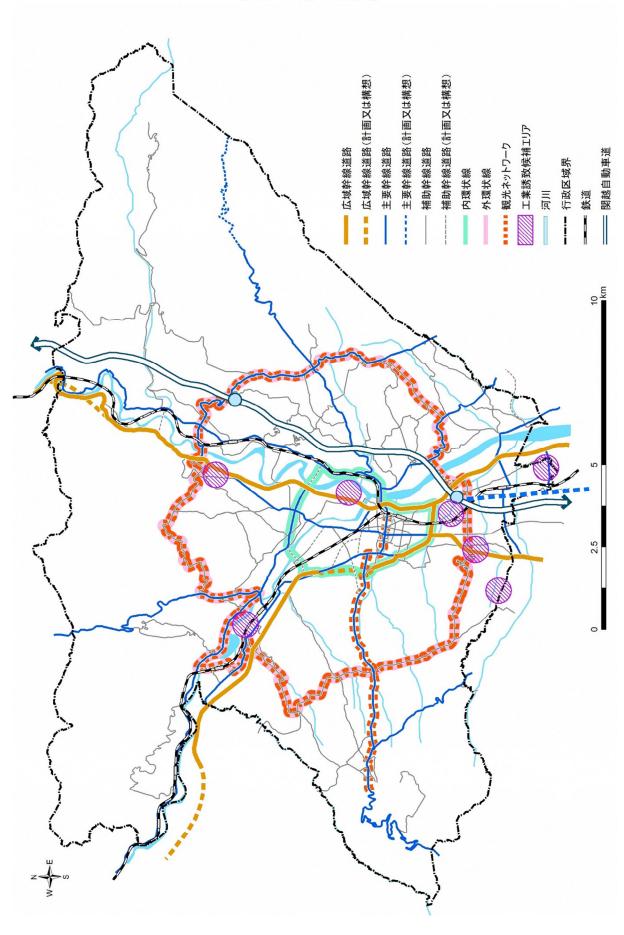
〇鉄道

鉄道は、JR渋川駅やJR八木原駅などの主要な交通結節点の必要な整備を行います。

Oバス

バスは、地域の特性に応じた円滑な移動手段の確保、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行います。

【道路の整備の方針図】



2-2 公園・緑地の整備の方針

(1) 公園の整備の方針

公園は、適切な配置や整備水準を勘案し、防災と景観に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

〇都市公園

分類		公園(順不同)			
都市	運動公園	坂東橋緑地公園	吾妻川公園	大崎緑地公園	
基幹公園	総合公園	渋川市総合公園	渋川スカイランドパーク	上ノ山公園	
	地区公園	長峰公園			
	近隣公園	小野池あじさい公園	水沢公園	子持ふれあい公園	
	と落り図	愛宕山ふるさと公園			
		並木児童公園	駅前児童公園	八木原児童公園	
		金井児童公園	渋川屋上幼児遊園地	有馬児童公園	
		金井本陣児童公園	金井住宅団地西児童公園	金井住宅団地中央公園	
住区		金井住宅団地東児童公	御蔭公園	芝中公園	
基幹公園		園			
	街区公園	東町公園	行幸田住宅団地公園	半田みなみはら公園	
		祖母島公園	金井青葉台団地公園	金島ふれあい公園	
		辰巳町公園	金井青葉台第二団地公園	折原第2公園	
		坂下北公園	新町せせらぎ公園	坂下南公園	
		四ツ角みなみ公園	四ツ角まんなか公園	たちばなの郷公園	
		元町ふれあい公園			
都市	緑地	緑と水の公園	利根川河川敷公園		

○その他の公園

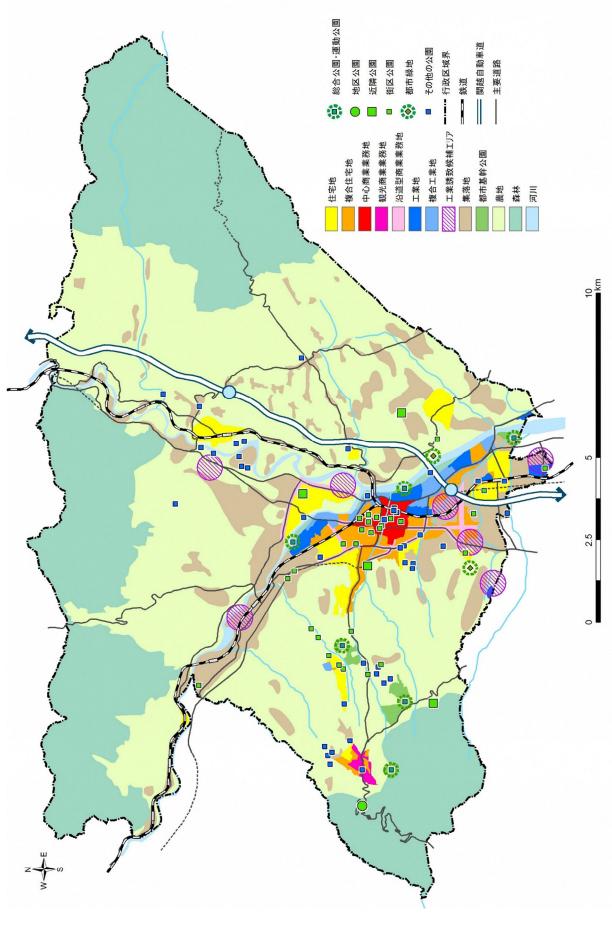
しての他の五国				
公園(順不同)				
明保野第1公園	明保野第2公園	明保野第3公園		
折原第1公園	折原第3公園	金井雇用促進住宅公園		
豊秋団地公園	馬頭公園	渋川駅前広場		
渋川駅東公園	渋川駅北広場	平沢川橋上広場		
東町ふれあいパーク	こもち加生桜並木	こもち浅田広場		
浅田公園(北ポケットパーク)	浅田公園(南ポケットパーク)	浅田公園 1		
浅田公園 2	こもち鯉沢リバーサイド広場	雷之塚児童遊園		
コスモス児童遊園	湯中子児童遊園	大日向ちびっこ広場		
花美日向青少年ひろば	苗松青少年ひろば	沼尾川親水公園		
六万農村公園	豊小南ポケットパーク	行幸田宮ノ前公園		
西原公園	高源地ポケットパーク	八木原駅南公園		
八木原西原公園	八木原高田公園	赤城健康公園		
赤城ふれあい公園	石原前堤公園	石原西運動公園		
溝呂木公園	中村緑地公園	紅葉台団地内公園		

(2) 緑地の整備の方針

都市空間では、公園や河川と有機的に連携し、街路樹の育成や公共施設内等の緑化を行うとともに、民有地は市民や事業者の協力のもと緑に対する愛着を育み、まちの花と緑を増やしていきます。

四ツ角周辺地区は、地区計画制度による生垣の推奨などを行います。

【公園・緑地の整備の方針図】



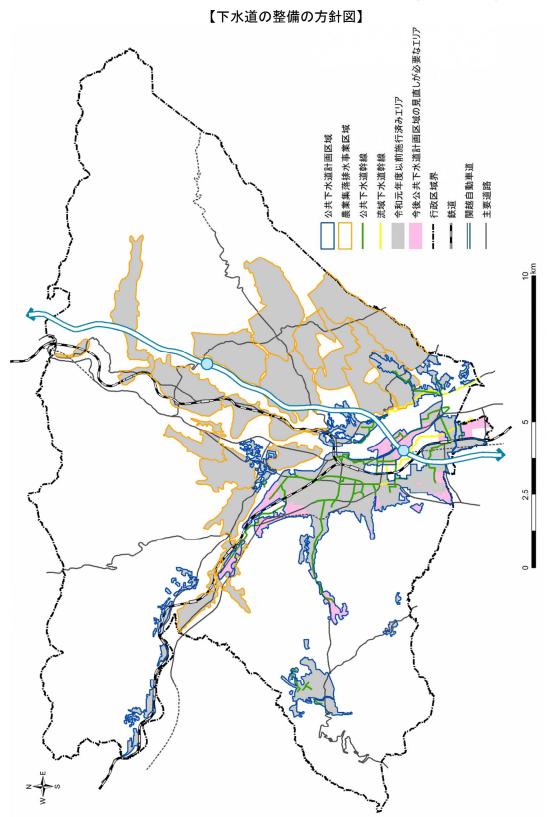
2-3 上下水道の整備の方針

(1) 上水道

上水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

(2) 下水道

下水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。 住宅立地が顕著な地域では、公共下水道計画区域の見直しを検討します。



3 市街地の整備の方針

渋川市都市計画マスタープランの市街地の整備の方針は、第2章の将来都市像を実現するため、土地利用の方針と都市施設の整備の方針との総合性を確保しつつ、「渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺の整備」「JR八木原駅周辺の整備」「居住や都市機能のまとまりのある地域(渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺とJR八木原駅周辺を除く)の都市基盤と都市機能の維持」「伊香保温泉周辺の温泉街にふさわしい街なみの形成」「企業立地基盤の整備」を行うものとします。

3-1 渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺の整備の方針

渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺では、駅西側は整備済みの街区を活用するなどの市街地の再生を行い、駅東側は民間投資誘発効果の高い都市基盤の必要な整備を行います。

3-2 JR八木原駅周辺の整備の方針

JR八木原駅周辺では、適切な土地利用規制と併せて都市基盤の必要な整備を行います。

3-3 居住や都市機能のまとまりのある地域(渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺とJR八木原駅周辺を除く)の整備の方針

伊香保小学校周辺、行政センター周辺、JR敷島駅周辺、住宅団地周辺では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

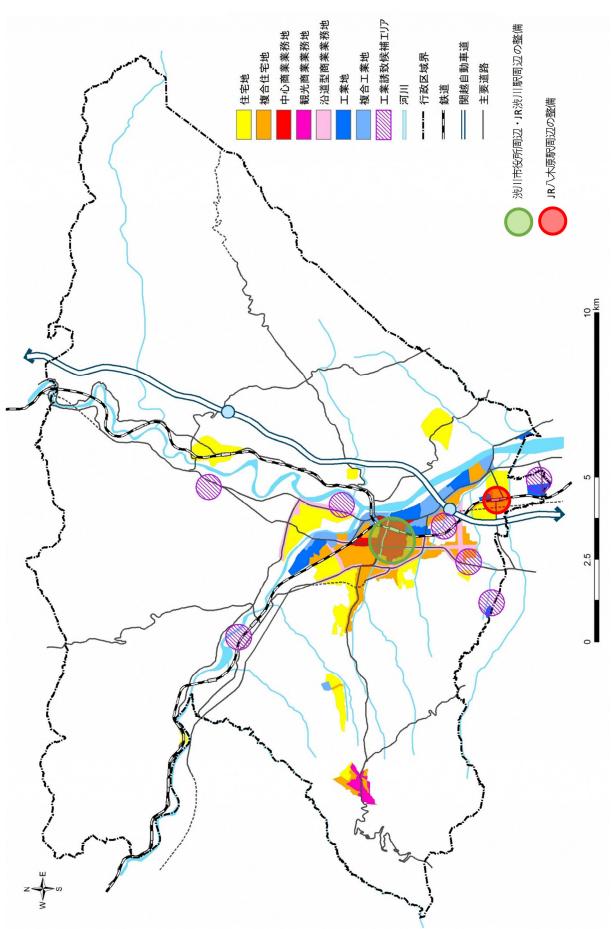
3-4 伊香保温泉周辺の整備の方針

伊香保温泉周辺では、景観に配慮した温泉街にふさわしい街なみを形成します。

3-5 工業誘致候補エリアの整備の方針

工業誘致候補エリアでは、企業立地基盤の必要な整備を行います。

【市街地の整備の方針図】



4 その他の都市づくりの方針

渋川市都市計画マスタープランのその他の都市づくりの方針は、第2章の将来都市像を実現するため、「集落地の都市基盤と都市機能の維持」「安全で魅力的な都市空間の形成」を行うものとします。

4-1 集落地の都市づくりの方針

農地と住宅地が複合し集積する集落地では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

4-2 都市防災の方針

都市施設は、災害時において、避難路や緊急車両の通行、安全な避難場所、ライフラインを確保するため、必要な耐震化などを行います。

4-3 景観形成の方針

(1) 美しく豊かなふるさとを感じさせる自然景観の保全

赤城、榛名、子持、小野子の遠景・背景としての山なみや、市域のほぼ中央を流れる 利根川と吾妻川の水辺は、自然の存在感や価値が引き立ち、四季折々の自然に親しめ美 しく豊かなふるさとを感じさせる自然景観として保全します。

(2) 風格や情緒のある歴史的・文化的な景観の保全

子持地区の白井宿・北牧宿や伊香保地区の温泉街のような街なみは、古くから地域の 風景として人々の心に染み込み、地域の魅力向上に欠かせない風格や情緒のある歴史 的・文化的な景観として保全します。

(3) 賑わいと交流を生む都市景観の形成

JR渋川駅周辺は、周辺環境との調和や来訪者の滞在性・回遊性が考慮され、まちの特徴を活かした賑わいと交流を生む都市景観を形成します。

第4章 地区別構想

渋川市都市計画マスタープランの地区別構想では、地区ごとに、基本方針と取組内容を第2次渋川市総合計画に即して定め、土地利用の方針、都市施設の整備の方針、市街地の整備の方針、その他のまちづくりの方針を第3章の全体構想に即して定めます。

1 渋川地区のまちづくり構想

1-1 渋川地区の特性

鉄道駅や渋川伊香保インターチェンジ、主要幹線道路などによる交通利便性、工業や商業などの産業機能、公共施設や公益施設などの都市機能が集積した地区となっています。



1-2 渋川地区のまちづくり

基本方針

交通利便性と都市機能の集積を活かしたまちづくり

取組内容

- ●拠点間の連携を強化する道路や公共交通の充実
- ●交通利便性と商業施設や公共施設などの集積による中心市街地の活性化

1-3 土地利用の方針

(1) 住宅系土地利用

(配置欄は順不同。以下第4章において同じ。)

区分	方針		
	住宅地が集積する地域として、土地利用の転換は、計画的に行います。さらに、JR八木原駅周辺では、立地適正化計画や地区計画などの制度を活用し、 集約型都市を構築する住宅地の集積を行うとともに、規制と誘導が連動した土 地利用コントロールを行います。		
住宅地		・JR八木原駅周辺	• 行幸田団地周辺
	配置	• 豊秋団地周辺	• 金井前原団地周辺
		• 軽浜団地周辺	• 金井住宅団地周辺
		・入沢団地周辺	
複合住宅地	的に行	地と商業業務地が複合し集積する地 います。さらに、中心商業業務地周 積を行います。	
	配置	・商業業務系土地利用の周辺 ・渋川伊香保インターチェンジ周辺	<u> </u>

(2) 商業業務系土地利用

区分	方針		
中心商業業務地	き地域	な生活サービスの提供と賑わいの創 として、立地適正化計画などの制度 地の集積を行うとともに、誘客につ ・渋川市役所周辺 ・新町五差路周辺	
沿道型商業業務地	域として行ったのでは、	・新町五差路周辺 道路沿道で多様な生活サービスの提 て、誘客につながる土地利用を図る います。ただし、土地利用の促進が予 途制限地域などの制度を検討し、健 規模な商業施設の立地に関し規制と 行います。 ・国道17号渋川西バイパスの沿道 (中村交差点からあじさい公園ノ ・(主)渋川東吾妻線の沿道 (藤ノ木東交差点から金井本町で ・(主)高崎渋川線の沿道 (行幸田団地東交差点から市役所 ・市道行幸田小倉線の沿道 (行幸田橋北から午王橋まで) ・市道駅前通り線の沿道 (南部大橋から行幸田団地東交差 ・市道駅前通り線の沿道 (高源地交差点から藤ノ木東交差 ・市道折原阿久津線の沿道	是供を図る商業業務地が集積する地とともに、土地利用の転換は、計画を測される郊外の幹線道路沿道では、全と安全の配慮に併せて、集客力の会誘導が連動した土地利用コントロークを差点まで)
		(月見橋から金井南町交差点まで)	

(3) 工業系土地利用

区分	方針			
		圏などへの交通アクセス性の良さを 戦略的な形成を図ります。	活かした工業地が集積する地域と	
구 兆 1년		JR渋川駅南側周辺	大崎交差点東側周辺	
工業地	配置	・半田北交差点東側周辺	• 市道田中聖神線周辺	
	田山	・半田工業団地	・有馬企業団地	
		JR八木原駅北東側周辺		
	工業地と住宅地が複合し集積する地域として、居住環境に配慮 形成を図ります。		して、居住環境に配慮して戦略的な	
複合工業地		・群馬県渋川合同庁舎周辺	・東町交差点周辺	
	配置	・中村交差点周辺	• 南渋川自動車教習所周辺	
		· 金井住宅団地北側周辺		
	交通利便性が高く工場や物流施設の立地に適しているエリアとして、土地利 用の転換を計画的に行うとともに、戦略的な形成を検討します。			
		・渋川伊香保インターチェンジ周辺	1	
工業誘致		• 渋川半田工業団地周辺		
候補エリア 	配置	・(主) 高崎渋川線バイパス周辺		
		・JR金島駅周辺		
		・有馬企業団地周辺		

(4) その他の土地利用

(4) (0)	300工地利用			
区分	方針			
集落地	農地と住宅地が複合し集積する地域として、農地の保全を図ります。			
未洛地	配置	・都市基幹公園と農地を除く自然共生ゾーン		
	住民	全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運	動等の用に供します。	
都市基幹公園		・渋川市総合公園	・渋川スカイランドパーク	
都印基轩公園 	配置	• 坂東橋緑地公園	・吾妻川公園	
		• 大崎緑地公園		
農地	農地の保全を図ります。			
辰地	配置	* 集落地と都市基幹公園を除く自然共生ゾーン		
	治水能力を高め、親水性の向上を図り、レクリエーションの利用		レクリエーションの利用を促進しま	
河川	す。			
	配置	・河川区域		

1-4 都市施設の整備の方針

- (1) 交通体系の整備の方針
- ①道路の整備の方針

〇広域幹線道路 (広域軸)

国道17号、上信自動車道(国道17号渋川西バイパス、国道353号金井バイパス・川島バイパス・祖母島〜箱島バイパス)、(主)高崎渋川線バイパスは、移動時間の短縮による広域連携を促進する道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

路線	区間	整備(要望)内容
国道17号	前橋渋川バイパス	暫定2車線区間の4車線化
上信自動車道	あじさい公園入口交差点から金井イン ターチェンジまで	道路新規整備

〇主要幹線道路(主要軸)

国道291号、国道353号、(主)高崎渋川線、(主)高崎安中渋川線、(主)渋川松井田線、(主)渋川東吾妻線、(主)渋川下新田線、(都)半田南線、(主)前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸道路(構想)は、広域幹線道路を補完し、都市間(隣接市町村をつなぐ)の主要な道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

路線	区間・地点		整備(要望)内容
(主)高崎渋川線	石原交差点	北から渋沢橋まで	道路改良
(主) 高崎安中渋川線	半田交差点から小倉交差点東まで		道路改良
(工/同門女子次川県			歩道整備
(主) 渋川東吾妻線	登沢橋		歩道整備
(都)半田南線	半田字南原から吉岡町大字下野田字杉 下まで		道路新規整備
(主)前橋伊香保線 吉岡バイパスの延伸道路		十画道路大久保上野田線と 南線との交差地点から市道南	道路新規整備
(構想)	構想目的	渋川市と吉岡町を結ぶ重要な主要幹線道路として県5 域全体の発展に多大な効果が期待でき、市南部の地域技 と定住人口の増加を図る	

〇内環状線、外環状線 (環状軸)

内環状線(渋川地区内の構成道路:国道17号、国道353号、上信自動車道、利根川橋りょう4(構想)、吾妻川橋りょう1(構想))と外環状線(渋川地区内の構成道路:国道17号、(主)渋川東吾妻線、(一)渋川吉岡線、市道南部幹線、市道南原線、利根川橋りょう1(構想)、吾妻川橋りょう2(構想))は、中心市街地を通過するだけの交通の流入を抑制して混雑の緩和、郊外から中心市街地へ流入する交通を分散させて円滑な交通処理、地区間の相互連携を目的とする道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

橋りょう	区間		整備(要望)内容
利根川橋りょう1	中村地区と北橘町分郷八崎地区の間		橋りょう新規整備
(構想)	構想目的	渋川市の産業・観光等による地域の活性化や救急医療等の 搬送時間の短縮	
吾妻川橋りょう1	金井地区と	北牧地区の間	橋りょう新規整備
(構想)	構想目的	渋川市の産業・観光等による地域の活性化や救急医療等 搬送時間の短縮	

〇補助幹線道路

広域幹線道路と主要幹線道路を除く、都市計画道路、一般県道、内環状線、外環状線、 1級市道は、広域幹線道路と主要幹線道路を補完し、地区間(市内の地域をつなぐ)の 道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

路線	区間	整備(要望)内容
(都)金井新町高源地線	市役所入口交差点から前橋地方法務局 渋川出張所前まで	道路改良

〇その他

JR渋川駅、JR八木原駅、工業誘致候補エリア(渋川伊香保インターチェンジ周辺、 渋川半田工業団地周辺、(主) 高崎渋川線バイパス周辺、JR金島駅周辺、有馬企業団地 周辺) へのアクセス道路は、選択と集中による必要な整備を行います。

都市計画道路網は、効率的かつ効果的なネットワークの再構築を行います。

道路空間は、防災、景観、自転車の通行、歩行者の通行に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

外環状線とアルテナード(道路沿線に観光施設が点在する日本シャンソン館から徳富 蘆花記念文学館までの渋川市が定めた県道の愛称)は、観光拠点と各地区をつなぎ、点 在する観光資源をネットワーク化します。

②公共交通網の整備の方針

〇鉄道

鉄道は、JR渋川駅やJR八木原駅などの主要な交通結節点の必要な整備を行います。

〇バス

バスは、地域の特性に応じた円滑な移動手段の接続、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行います。

(2) 公園・緑地の整備の方針

①公園の整備の方針

公園は、適切な配置や整備水準を勘案し、防災と景観に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

〇都市公園

	_				
分類		公園			
都市	運動公園	坂東橋緑地公園	吾妻川公園	大崎緑地公園	
基幹公園	総合公園	渋川市総合公園	渋川スカイランドパーク		
	近隣公園	小野池あじさい公園			
		並木児童公園	駅前児童公園	八木原児童公園	
		金井児童公園	渋川屋上幼児遊園地	有馬児童公園	
		金井本陣児童公園	金井住宅団地西児童公園	金井住宅団地中央公園	
ÞΩ		金井住宅団地東児童公	御蔭公園	芝中公園	
	住区 街区公園	園			
本計公園		東町公園	行幸田住宅団地公園	半田みなみはら公園	
		祖母島公園	金井青葉台団地公園	金島ふれあい公園	
		辰巳町公園	金井青葉台第二団地公園	折原第2公園	
		坂下北公園	新町せせらぎ公園	坂下南公園	
		四ツ角みなみ公園	四ツ角まんなか公園	元町ふれあい公園	
都市	緑地	緑と水の公園			

〇その他の公園

0 (17 10 17 7 12				
明保野第1公園	明保野第2公園	明保野第3公園		
折原第1公園	折原第3公園	金井雇用促進住宅公園		
豊秋団地公園	馬頭公園	渋川駅前広場		
渋川駅東公園	渋川駅北広場	平沢川橋上広場		
東町ふれあいパーク	豊小南ポケットパーク	行幸田宮ノ前公園		
高源地ポケットパーク	八木原駅南公園	八木原西原公園		
八木原高田公園	石原前堤公園	石原西運動公園		
中村緑地公園				

②緑地の整備の方針

都市空間では、公園や河川と有機的に連携し、街路樹の育成や公共施設内等の緑化を行うとともに、民有地は市民や事業者の協力のもと緑に対する愛着を育み、まちの花と緑を増やしていきます。

四ツ角周辺地区は、地区計画制度による生垣の推奨などを行います。

(3) 上下水道の整備の方針

①上水道

上水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

②下水道

下水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。 住宅立地が顕著な地域では、公共下水道計画区域の見直しを検討します。

1-5 市街地の整備の方針

(1) 渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺の整備の方針

渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺では、駅西側は整備済みの街区を活用するなどの市街地の再生を行い、駅東側は民間投資誘発効果の高い都市基盤の必要な整備を行います。

(2) JR八木原駅周辺の整備の方針

JR八木原駅周辺では、適切な土地利用規制と併せて都市基盤の必要な整備を行います。

(3) 居住や都市機能のまとまりのある地域(渋川市役所周辺・JR渋川駅周辺とJ R八木原駅周辺を除く)の整備の方針

行幸田団地周辺、豊秋団地周辺、金井前原団地周辺、軽浜団地周辺、金井住宅団地周辺、入沢団地周辺では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(4) 工業誘致候補エリアの整備の方針

渋川伊香保インターチェンジ周辺、渋川半田工業団地周辺、(主)高崎渋川線バイパス周辺、JR金島駅周辺、有馬企業団地周辺では、企業立地基盤の必要な整備を行います。

1-6 その他のまちづくりの方針

(1) 集落地のまちづくりの方針

農地と住宅地が複合し集積する集落地では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(2) 都市防災の方針

都市施設は、災害時において、避難路や緊急車両の通行、安全な避難場所、ライフラインを確保するため、必要な耐震化などを行います。

(3) 景観形成の方針

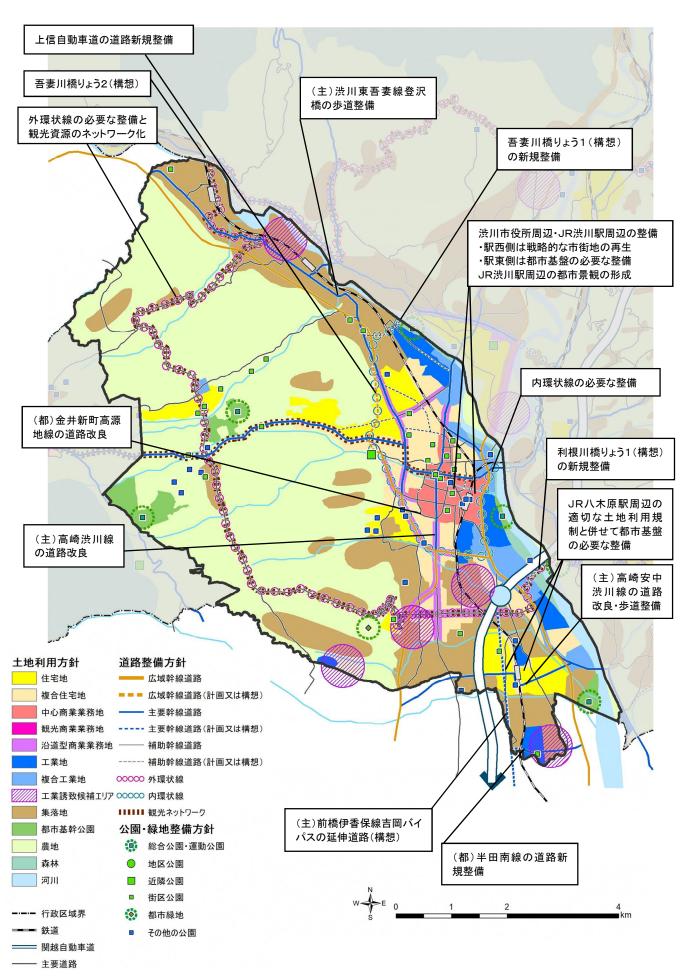
①美しく豊かなふるさとを感じさせる自然景観の保全

市域のほぼ中央を流れる利根川と吾妻川の水辺は、自然の存在感や価値が引き立ち、四季折々の自然に親しめ美しく豊かなふるさとを感じさせる自然景観として保全します。

②賑わいと交流を生む都市景観の形成

JR渋川駅周辺は、周辺環境との調和や来訪者の滞在性・回遊性が考慮され、まちの特徴を活かした賑わいと交流を生む都市景観を形成します。

【渋川地区のまちづくり方針図】



2 伊香保地区のまちづくり構想

2-1 伊香保地区の特性

榛名東麓に広がる豊かな自然と温泉資源に恵まれ、 首都圏の奥座敷「いで湯のまち」としての歴史を有す る観光拠点となっています。



2-2 伊香保地区のまちづくり

基本方針

伊香保温泉の知名度と集客力を活かしたまちづくり

取組内容

●温泉街を活かした観光拠点としての魅力向上

2-3 土地利用の方針

(1) 住宅系土地利用

区分	方針			
在空地	住宅地が集積する地域として、土地利用の転換は、計画的に行います。			
住宅地	配置 ・伊香保小学校周辺 ・大日向団地周辺			
複合住宅地	住宅地と商業業務地が複合し集積する地域として、土地利用の転換は、計画 的に行います。			
	配置	・商業業務系土地利用の周辺		

(2) 商業業務系土地利用

区分	方針			
観光商業業務地		観光の振興に寄与する商業業務地が集積する地域として、誘客につながる土 地利用を行います。		
	配置	・伊香保温泉周辺		

(3) その他の土地利用

方針	
農地と住宅地が複合し集積する地域として、農地の保全を図ります。	
配置 ・都市基幹公園と農地を除く自然共生ゾーン	
住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の用に供します。	
配置 ・上ノ山公園	
農地の保全を図ります。	
配置 ・集落地と都市基幹公園を除く自然共生ゾーン	
森林の保全や良好な自然景観の維持に努めます。	
・ 榛名山周辺	
治水能力を高め、親水性の向上を図ります。	
配置・河川区域	

2-4 都市施設の整備の方針

(1) 交通体系の整備の方針

①道路の整備の方針

〇主要幹線道路(主要軸)

(主)前橋伊香保線、(主)渋川松井田線は、広域幹線道路を補完し、都市間(隣接市町村をつなぐ)の主要な道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

路線	区間・地点	整備(要望)内容
(主)前橋伊香保線	ビジターセンター前交差点から前橋方面約2.5kmまで	歩道整備
	ビジターセンター前交差点	交差点改良

〇補助幹線道路

広域幹線道路と主要幹線道路を除く、都市計画道路、一般県道、1級市道は、広域幹線道路と主要幹線道路を補完し、地区間(市内の地域をつなぐ)の道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

〇その他

都市計画道路網は、効率的かつ効果的なネットワークの再構築を行います。

道路空間は、防災、景観、自転車の通行、歩行者の通行に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

外環状線とアルテナード(道路沿線に観光施設が点在する日本シャンソン館から徳富 蘆花記念文学館までの渋川市が定めた県道の愛称)は、観光拠点と各地区をつなぎ、点 在する観光資源をネットワーク化します。

②公共交通網の整備の方針

Oバス

バスは、地域の特性に応じた円滑な移動手段の確保、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行います。

(2) 公園・緑地の整備の方針

①公園の整備の方針

公園は、適切な配置や整備水準を勘案し、防災と景観に配慮した必要な整備と適切な 維持管理を行います。

〇都市公園

分類		公園(順不同)
都市 基幹公園	総合公園	上ノ山公園
住区	地区公園	長峰公園
基幹公園	近隣公園	水沢公園

〇その他の公園

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
公園(順不同)			
雷之塚児童遊園	コスモス児童遊園	湯中子児童遊園	
大日向ちびっこ広場	花美日向青少年ひろば	苗松青少年ひろば	
紅葉台団地内公園			

伊香保地区

②緑地の整備の方針

都市空間では、公園や河川と有機的に連携し、街路樹の育成や公共施設内等の緑化を行うとともに、民有地は市民や事業者の協力のもと緑に対する愛着を育み、まちの花と緑を増やしていきます。

(3) 上下水道の整備の方針

①上水道

上水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

②下水道

下水道は、適切な維持管理を行います。

2-5 市街地の整備の方針

(1) 居住や都市機能のまとまりのある地域の整備の方針

伊香保小学校周辺、伊香保行政センター周辺、大日向団地周辺では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(2) 伊香保温泉周辺の整備の方針

伊香保温泉周辺では、景観に配慮した温泉街にふさわしい街なみを形成します。

2-6 その他のまちづくりの方針

(1) 集落地のまちづくりの方針

農地と住宅地が複合し集積する集落地では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(2) 都市防災の方針

都市施設は、災害時において、避難路や緊急車両の通行、安全な避難場所、ライフラインを確保するため、必要な耐震化などを行います。

(3) 景観形成の方針

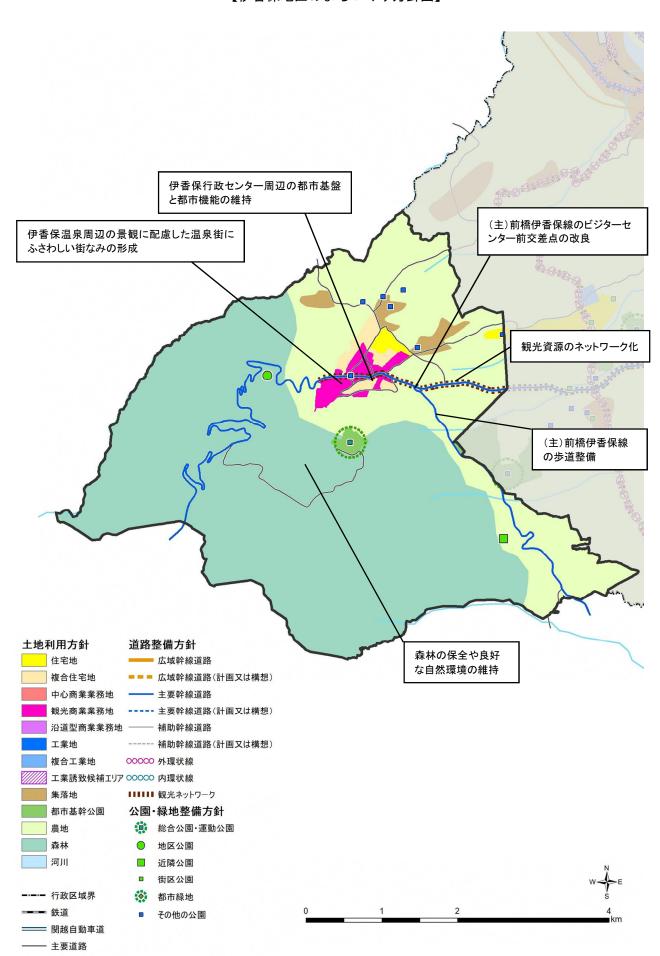
①美しく豊かなふるさとを感じさせる自然景観の保全

榛名の遠景・背景としての山なみは、自然の存在感や価値が引き立ち、四季折々の自然に親しめ美しく豊かなふるさとを感じさせる自然景観として保全します。

②風格や情緒のある歴史的・文化的な景観の保全

伊香保地区の温泉街のような街なみは、古くから地域の風景として人々の心に染み込み、地域の魅力向上に欠かせない風格や情緒のある歴史的・文化的な景観として保全します。

【伊香保地区のまちづくり方針図】



3 小野上地区のまちづくり構想

3-1 小野上地区の特性

豊かな自然を活かした野菜、果樹類などの農産物の 生産基盤と温泉施設、道の駅などの交流拠点機能を有 した地区となっています。



3-2 小野上地区のまちづくり

基本方針

豊かな自然と交流拠点を活かしたまちづくり

取組内容

- ●小野子山など豊かな自然の活用
- ●交流拠点機能を活かした交流人口の拡大

3-3 土地利用の方針

(1) 住宅系土地利用

区分	方針	
住宅地	住宅地が集積する地域として、土地利用の転換は、計画的に行います。 配置 ・小野上行政センター周辺	
任七地		

(2) その他の土地利用

区分	方針		
集落地	農地と住宅地が複合し集積する地域として、農地の保全を図ります。		
未冷地	配置 ・農地を除く自然共生ゾーン		
農地	農地の保全を図ります。		
長地	・ 集落地を除く自然共生ゾーン		
森林	森林の保全や良好な自然景観の維持に努めます。		
本木 1 个	配置 ・小野子山周辺		
	治水能力を高め、親水性の向上を図り、レクリエーションの利用を促進しま		
河川	す。		
	配置 ・河川区域		

3-4 都市施設の整備の方針

(1) 交通体系の整備の方針

① 道路の整備の方針

〇主要幹線道路(主要軸)

国道353号、(主) 渋川下新田線は、広域幹線道路を補完し、都市間(隣接市町村をつなぐ) の主要な道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

〇外環状線 (環状軸)

外環状線(小野上地区内の構成道路:国道353号、吾妻川橋りょう2(構想))は、中心市街地を通過するだけの交通の流入を抑制して混雑の緩和、郊外から中心市街地へ流入する交通を分散させて円滑な交通処理、地区間の相互連携を目的とする道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

〇補助幹線道路

広域幹線道路と主要幹線道路を除く、外環状線、1級市道、は、広域幹線道路と主要 幹線道路を補完し、地区間(市内の地域をつなぐ)の道路として、選択と集中による必 要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

〇その他

道路空間は、防災、景観、自転車の通行、歩行者の通行に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

外環状線とアルテナード(道路沿線に観光施設が点在する日本シャンソン館から徳富 蘆花記念文学館までの渋川市が定めた県道の愛称)は、観光拠点と各地区をつなぎ、点 在する観光資源をネットワーク化します。

②公共交通網の整備の方針

〇鉄道

鉄道は、主要な交通結節点の必要な整備を行います。

Oバス.

バスは、地域の特性に応じた円滑な移動手段の確保、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行います。

(2) 公園・緑地の整備の方針

①公園の整備の方針

公園は、適切な配置や整備水準を勘案し、防災と景観に配慮した必要な整備を行います。

②緑地の整備の方針

都市空間では、公園や河川と有機的に連携し、街路樹の育成や公共施設内等の緑化を行うとともに、民有地は市民や事業者の協力のもと緑に対する愛着を育み、まちの花と緑を増やしていきます。

(3) 上下水道の整備の方針

①上水道

上水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

②下水道

下水道は、適切な維持管理を行います。

3-5 市街地の整備の方針

(1) 居住や都市機能のまとまりのある地域の整備の方針

小野上行政センター周辺では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

3-6 その他のまちづくりの方針

(1) 集落地のまちづくりの方針

農地と住宅地が複合し集積する集落地では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(2) 都市防災の方針

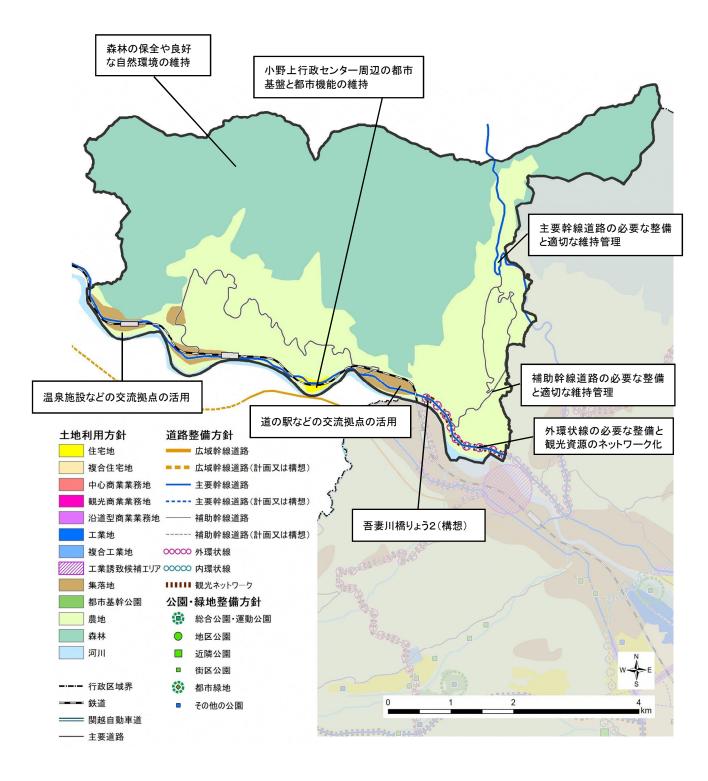
都市施設は、災害時において、避難路や緊急車両の通行、安全な避難場所、ライフラインを確保するため、必要な耐震化などを行います。

(3) 景観形成の方針

○美しく豊かなふるさとを感じさせる自然景観の保全

小野子の遠景・背景としての山なみや、市域のほぼ中央を流れる吾妻川の水辺は、自然の存在感や価値が引き立ち、四季折々の自然に親しめ美しく豊かなふるさとを感じさせる自然景観として保全します。

【小野上地区のまちづくり方針図】



4 子持地区のまちづくり構想

4-1 子持地区の特性

国道17号、国道353号など幹線道路網の要衝であるとともに、県下有数の作付面積を誇るこんにゃくいもなどの農作物の生産基盤や豊かな自然、黒井峯遺跡などの歴史資源、道の駅などの交流拠点機能を有した地区となっています。



4-2 子持地区のまちづくり

基本方針

農業をはじめとした産業の活力と自然や歴史資源などを活かしたまちづくり

取組内容

- ●幹線道路網を活かした農業や商業などの産業の活性化
- ●自然や歴史資源、交流拠点機能を活かした交流人口の拡大

4-3 土地利用の方針

(1) 住宅系土地利用

区分	方針		
住宅地	住宅地が集積する地域として、土地利用の転換は、計画的に行います。		
1 任七地	配置	配置 ・子持行政センター周辺	

(2) 商業業務系土地利用

(4) 問表表	伤术工地利用		
区分	方針		
沿道型 商業業務地	幹線道路沿道で多様な生活サービスの提供を図る商業業務地が集積する地域として、誘客につながる土地利用を図るとともに、土地利用の転換は、計画的に行います。ただし、土地利用の促進が予測される郊外の幹線道路沿道では、特定用途制限地域などの制度を検討し、健全と安全の配慮に併せて、集客力のある大規模な商業施設の立地に関し規制と誘導が連動した土地利用コントロールを行います。		
配置		・国道17号鯉沢バイパスの沿道 (吾妻新橋から白井上宿交差点まで)・国道353号の沿道 (白井上宿交差点から長尾小学校南交差点まで)	

(3) 工業系土地利用

区分		方針	
工業誘致	交通利便性が高く工場や物流施設の立地に適しているエリアとして、土地利用の転換を計画的に行うとともに、戦略的な形成を検討します。		
候補エリア	配置	・渋川医療センター周辺	
		・北部学校給食共同調理場周辺	

(4) その他の土地利用

区分	方針			
集落地	農地と住宅地が複合し集積する地域として、農地の保全を図ります。			
未洛地	配置	・農地を除く自然共生ゾーン		
農地	農地	の保全を図ります。		
長地配置		・集落地を除く自然共生ゾーン		
森林	森林の保全や良好な自然景観の維持に努めます。			
本本作作	配置	• 子持山周辺		
	治水能力を高め、親水性の向上を図り、レクリエーションの利用を促進しま			
河川	す。			
	配置	・河川区域		

4-4 都市施設の整備の方針

(1) 交通体系の整備の方針

①道路の整備の方針

〇広域幹線道路 (広域軸)

国道17号は、移動時間の短縮による広域連携を促進する道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

路線	区間・地点	整備(要望)内容	
国道17号	伊熊交差点	交差点改良	
	伊熊北交差点		
	綾戸バイパス	道路新規整備	

〇主要幹線道路(主要軸)

国道291号、国道353号、(主)渋川下新田線、(主)大間々上白井線は、広域幹線道路を補完し、都市間(隣接市町村をつなぐ)の主要な道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

路線	区間	整備(要望)内容
国道353号	北牧東の前組住民センター南から北群	線形改良
国担じりちち	馬橋交差点まで	歩道整備

〇内環状線、外環状線 (環状軸)

内環状線(子持地区内の構成道路:国道353号、利根川橋りょう4(構想)、吾妻川橋りょう1(構想))と外環状線(子持地区内の構成道路:国道17号、国道353号、(主)大間々上白井線、(主)渋川下新田線、子持農道)は、中心市街地を通過するだけの交通の流入を抑制して混雑の緩和、郊外から中心市街地へ流入する交通を分散させて円滑な交通処理、地区間の相互連携を目的とする道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

橋りょう	区間		整備(要望)内容
利根川橋りょう4	赤城町樽地	区と白井地区の間	橋りょう新規整備
(構想)	構想目的	渋川市の産業・観光等による地域の活性化や救急医療等の 搬送時間の短縮	
吾妻川橋りょ う1 金井地区と		北牧地区の間	橋りょう新規整備
(構想)	構想目的	渋川市の産業・観光等による地域の活性化や救急医療等の 搬送時間の短縮	

〇補助幹線道路

広域幹線道路と主要幹線道路を除く、一般県道、内環状線、外環状線、1級市道、利根川橋りょう3(構想:赤城町津久田地区と上白井地区の間)は、広域幹線道路と主要幹線道路を補完し、地区間(市内の地域をつなぐ)の道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

〇その他

工業誘致候補エリア(渋川医療センター周辺と北部学校給食共同調理場周辺)へのアクセス道路は、選択と集中による必要な整備を行います。

道路空間は、防災、景観、自転車の通行、歩行者の通行に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

外環状線とアルテナード(道路沿線に観光施設が点在する日本シャンソン館から徳富 蘆花記念文学館までの渋川市が定めた県道の愛称)は、観光拠点と各地区をつなぎ、点 在する観光資源をネットワーク化します。

②公共交通網の整備の方針

Oバス

バスは、地域の特性に応じた円滑な移動手段の確保、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行います。

(2) 公園・緑地の整備の方針

①公園の整備の方針

公園は、適切な配置や整備水準を勘案し、防災と景観に配慮した必要な整備と適切な 維持管理を行います。

〇都市公園

分類		公園	
住区 基幹公園	近隣公園	子持ふれあい公園	

〇その他の公園

公園(順不同)					
こもち加生桜並木	こもち浅田広場	浅田公園(北ポケットパーク)			
浅田公園(南ポケットパーク)	浅田公園 1	浅田公園 2			
こもち鯉沢リバーサイド広場					

②緑地の整備の方針

都市空間では、公園や河川と有機的に連携し、街路樹の育成や公共施設内等の緑化を行うとともに、民有地は市民や事業者の協力のもと緑に対する愛着を育み、まちの花と緑を増やしていきます。

(3) 上下水道の整備の方針

①上水道

上水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

②下水道

下水道は、適切な維持管理を行います。

4-5 市街地の整備の方針

(1) 居住や都市機能のまとまりのある地域の整備の方針

子持行政センター周辺では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(2) 工業誘致候補エリアの整備の方針

渋川医療センター周辺、北部学校給食共同調理場周辺では、企業立地基盤の必要な整備を行います。

4-6 その他のまちづくりの方針

(1) 集落地のまちづくりの方針

農地と住宅地が複合し集積する集落地では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(2) 都市防災の方針

都市施設は、災害時において、避難路や緊急車両の通行、安全な避難場所、ライフラインを確保するため、必要な耐震化などを行います。

(3) 景観形成の方針

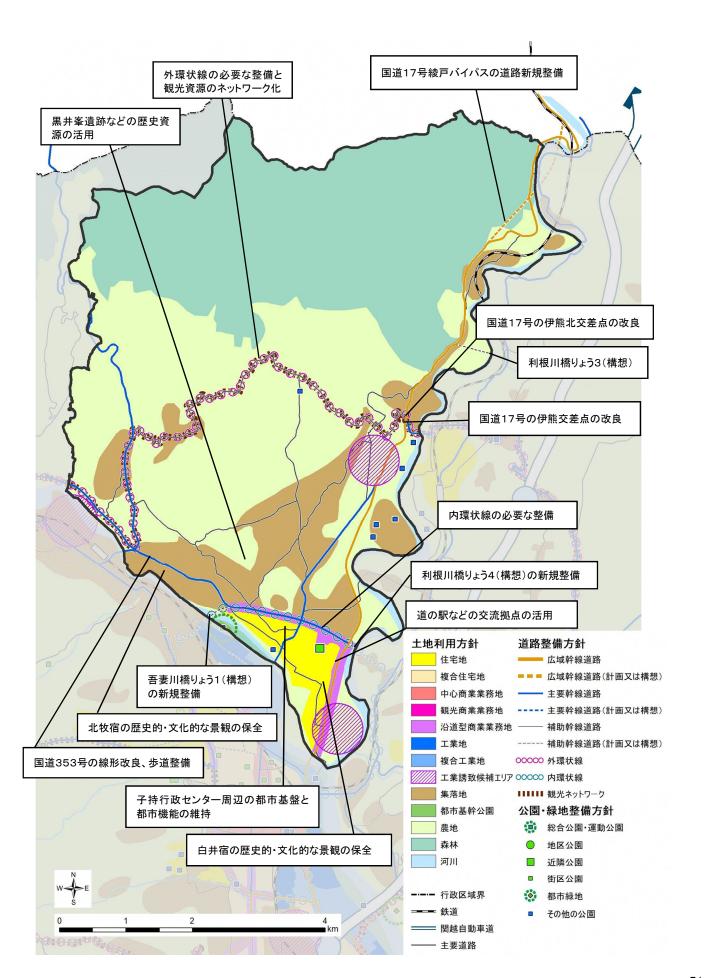
①美しく豊かなふるさとを感じさせる自然景観の保全

子持の遠景・背景としての山なみや、市域のほぼ中央を流れる利根川と吾妻川の水辺は、自然の存在感や価値が引き立ち、四季折々の自然に親しめ美しく豊かなふるさとを感じさせる自然景観として保全します。

②風格や情緒のある歴史的・文化的な景観の保全

子持地区の白井宿・北牧宿のような街なみは、古くから地域の風景として人々の心に 染み込み、地域の魅力向上に欠かせない風格や情緒のある歴史的・文化的な景観として 保全します。

【子持地区のまちづくり方針図】



5 赤城地区のまちづくり構想

5-1 赤城地区の特性

赤城インターチェンジなどによる交通利便性を活か したイチゴ、ブルーベリーなどの観光農業や瀧沢石器 時代遺跡、上三原田の歌舞伎舞台などの歴史資源、土 地改良事業による農業生産基盤を有した地区となって います。



5-2 赤城地区のまちづくり

基本方針

交通利便性と農業の活力を活かしたまちづくり

取組内容

- ●交通利便性を活かした観光農業などの振興
- ●農業生産基盤の充実

5-3 土地利用の方針

(1) 住宅系土地利用

区分	方針		
	住宅地が集積する地域として、土地利用の転換は、計画的に行います。		
住宅地	配置	・赤城行政センター周辺	• 三原田団地周辺
	比但	JR敷島駅周辺	

(2) その他の土地利用

(2)	307 ± 264 (171)		
区分	方針		
集落地	農地	と住宅地が複合し集積する地域として、農地の保全を図ります。	
未洛地	配置	・農地を除く自然共生ゾーン	
農地	農地	の保全を図ります。	
辰地	配置	置 ・集落地を除く自然共生ゾーン	
森林	森林の保全や良好な自然景観の維持に努めます。		
<u>ተ</u> ሉ	・ 赤城山周辺		
	治水	治水能力を高め、親水性の向上を図り、レクリエーションの利用を促進しる	
河川	す。		
	配置	・河川区域	

5-4 都市施設の整備の方針

(1) 交通体系の整備の方針

①道路の整備の方針

〇広域幹線道路 (広域軸)

国道17号は、移動時間の短縮による広域連携を促進する道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

路線	区間	整備(要望)内容
国道17号	綾戸バイパス	道路新規整備

〇主要幹線道路(主要軸)

国道353号、(主)大間々上白井線、(一)下久屋渋川線は、広域幹線道路を補完し、 都市間(隣接市町村をつなぐ)の主要な道路として、選択と集中による必要な整備と適 切な維持管理を促進します。

路線	区間	整備(要望)内容
(主)大間々上白井線	林道深山栄線交差点から大間々方面約 3 k mまで	道路改良

〇内環状線、外環状線 (環状軸)

内環状線(赤城地区内の構成道路:国道353号、(一)下久屋渋川線、利根川橋りょう4(構想))と外環状線(赤城地区内の構成道路:国道353号、(主)大間々上白井線)は、中心市街地を通過するだけの交通の流入を抑制して混雑の緩和、郊外から中心市街地へ流入する交通を分散させて円滑な交通処理、地区間の相互連携を目的とする道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

路線・橋りょう	区間		整備(要望)内容
利根川橋りょう4	赤城町樽地	区と白井地区の間	橋りょう新規整備
(構想)	構想目的	渋川市の産業・観光等による 搬送時間の短縮	地域の活性化や救急医療等の

〇補助幹線道路

広域幹線道路と主要幹線道路を除く、都市計画道路、一般県道、内環状線、外環状線、 1級市道、利根川橋りょう3(構想:赤城町津久田地区と上白井地区の間)は、広域幹 線道路と主要幹線道路を補完し、地区間(市内の地域をつなぐ)の道路として、選択と 集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

〇その他

道路空間は、防災、景観、自転車の通行、歩行者の通行に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

外環状線とアルテナード(道路沿線に観光施設が点在する日本シャンソン館から徳富 蘆花記念文学館までの渋川市が定めた県道の愛称)は、観光拠点と各地区をつなぎ、点 在する観光資源をネットワーク化します。

②公共交通網の整備の方針

〇鉄道

鉄道は、主要な交通結節点の必要な整備を行います。

Oバス

バスは、地域の特性に応じた円滑な移動手段の確保、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行います。

(2) 公園・緑地の整備の方針

①公園の整備の方針

公園は、適切な配置や整備水準を勘案し、防災と景観に配慮した必要な整備と適切な 維持管理を行います。

〇その他の公園

公園(順不同)					
沼尾川親水公園	六万農村公園	西原公園			
赤城健康公園 赤城ふれあい公園 溝呂木公園					

②緑地の整備の方針

都市空間では、公園や河川と有機的に連携し、街路樹の育成や公共施設内等の緑化を行うとともに、民有地は市民や事業者の協力のもと緑に対する愛着を育み、まちの花と緑を増やしていきます。

(3) 上下水道の整備の方針

①上水道

上水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

②下水道

下水道は、適切な維持管理を行います。

5-5 市街地の整備の方針

(1) 居住や都市機能のまとまりのある地域の整備の方針

赤城行政センター周辺、JR敷島駅周辺、三原田住宅団地周辺では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

5-6 その他のまちづくりの方針

(1) 集落地のまちづくりの方針

農地と住宅地が複合して集積する集落地では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(2) 都市防災の方針

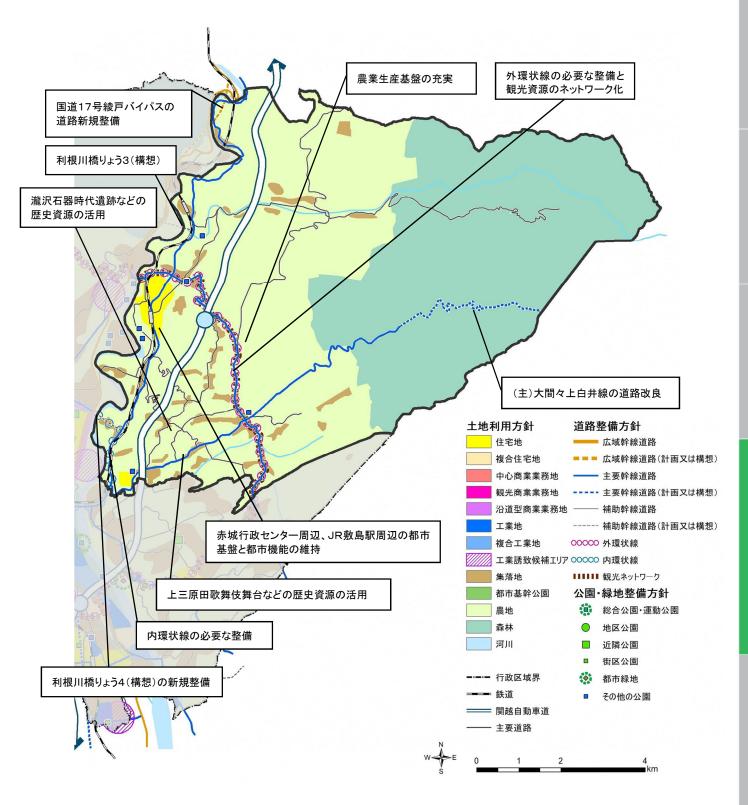
都市施設は、災害時において、避難路や緊急車両の通行、安全な避難場所、ライフラインを確保するため、必要な耐震化などを行います。

(3) 景観形成の方針

○美しく豊かなふるさとを感じさせる自然景観の保全

赤城の遠景・背景としての山なみや、市域のほぼ中央を流れる利根川の水辺は、自然の存在感や価値が引き立ち、四季折々の自然に親しめ美しく豊かなふるさとを感じさせる自然景観として保全します。

【赤城地区のまちづくり方針図】



6 北橘地区のまちづくり構想

6-1 北橘地区の特性

県都に隣接するなど地理的条件を活かした良好な住環境を有し、野菜などの都市近郊農業が盛んな地区となっています。



6-2 北橘地区のまちづくり

基本方針

恵まれた地理的条件と農業の活力を活かしたまちづくり

取組内容

- ●恵まれた地理的条件を活かした良好な住環境の保全
- ●都市近郊農業の推進

6-3 土地利用の方針

(1) 住宅系土地利用

区分	方針		
住宅地	住宅地が集積する地域として、土地利用の転換は、計画的に行います。		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	配置 ・北橘行政センター周辺		

(2) 工業系土地利用

区分	方針		
工業地	首都圏などへの交通アクセス性の良さを活かした工業地が集積する地域として、戦略的な形成を図ります。		
	・坂東工業団地		

(3) その他の土地利用

	, •,	.1.37.13	
区分	方針		
集落地	農地	と住宅地が複合し集積する地域として、農地の保全を図ります。	
未洛地	配置	・農地を除く自然共生ゾーン	
農地	農地の保全を図ります。		
長地	配置	・集落地を除く自然共生ゾーン	
	治水	治水能力を高め、親水性の向上を図り、レクリエーションの利用を促進しま	
河川	す。		
	配置 ・河川区域		

6-4 都市施設の整備の方針

(1) 交通体系の整備の方針

①道路の整備の方針

〇広域幹線道路 (広域軸)

移動時間の短縮による広域連携を促進する道路として、選択と集中による必要な整備 と適切な維持管理を促進します。

〇主要幹線道路(主要軸)

国道353号と(主)渋川大胡線は、広域幹線道路を補完し、都市間(隣接市町村をつなぐ)の主要な道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進します。

〇内環状線、外環状線(環状軸)

内環状線(北橘地区内の構成道路:国道353号)と外環状線(北橘地区内の構成道路:国道353号、(主)渋川大胡線、(一)持柏木寄居線、利根川橋りょう1 (構想))は、中心市街地を通過するだけの交通の流入を抑制して混雑の緩和、郊外から中心市街地へ流入する交通を分散させて円滑な交通処理、地区間の相互連携を目的とする道路として、選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

橋りょう	区間整備		整備(要望)内容
利根川橋りょう1	中村地区と	北橘町分郷八崎地区の間	橋りょう新規整備
(構想)構想目的		渋川市の産業・観光等による 搬送時間の短縮	地域の活性化や救急医療等の

〇補助幹線道路

広域幹線道路と主要幹線道路を除く、一般県道、内環状線、外環状線、1級市道は、 広域幹線道路と主要幹線道路を補完し、地区間(市内の地域をつなぐ)の道路として、 選択と集中による必要な整備と適切な維持管理を促進し、又は行います。

路線	区間		整備(要望)内容
(仮称) 下箱田米野線	前橋市富士見町米野から北橘町箱田を 経由して国道17号まで		道路新規整備
(構想)	構想目的	県立小児医療センターへのア	クセス性の向上

〇その他

道路空間は、防災、景観、自転車の通行、歩行者の通行に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

外環状線とアルテナード(道路沿線に観光施設が点在する日本シャンソン館から徳富 蘆花記念文学館までの渋川市が定めた県道の愛称)は、観光拠点と各地区をつなぎ、点 在する観光資源をネットワーク化します。

②公共交通網の整備の方針

Oバス

バスは、地域の特性に応じた円滑な移動手段の確保、鉄道との接続性の向上、バス待ち環境の改善を行います。

(2) 公園・緑地の整備の方針

①公園の整備の方針

公園は、適切な配置や整備水準を勘案し、防災と景観に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

〇都市公園

分類		公園(順不同)	
住区	近隣公園	愛宕山ふるさと公園	
基幹公園	街区公園	たちばなの郷公園	
都市緑地		利根川河川敷公園	

②緑地の整備の方針

都市空間では、公園や河川と有機的に連携し、街路樹の育成や公共施設内等の緑化を行うとともに、民有地は市民や事業者の協力のもと緑に対する愛着を育み、まちの花と緑を増やしていきます。

(3) 上下水道の整備の方針

①上水道

上水道は、防災に配慮した必要な整備と適切な維持管理を行います。

②下水道

下水道は、適切な維持管理を行います。

6-5 市街地の整備の方針

(1) 居住や都市機能のまとまりのある地域の整備の方針

北橘行政センター周辺では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

6-6 その他のまちづくりの方針

(1) 集落地のまちづくりの方針

農地と住宅地が複合し集積する集落地では、既存の都市基盤と都市機能の維持を行います。

(2) 都市防災の方針

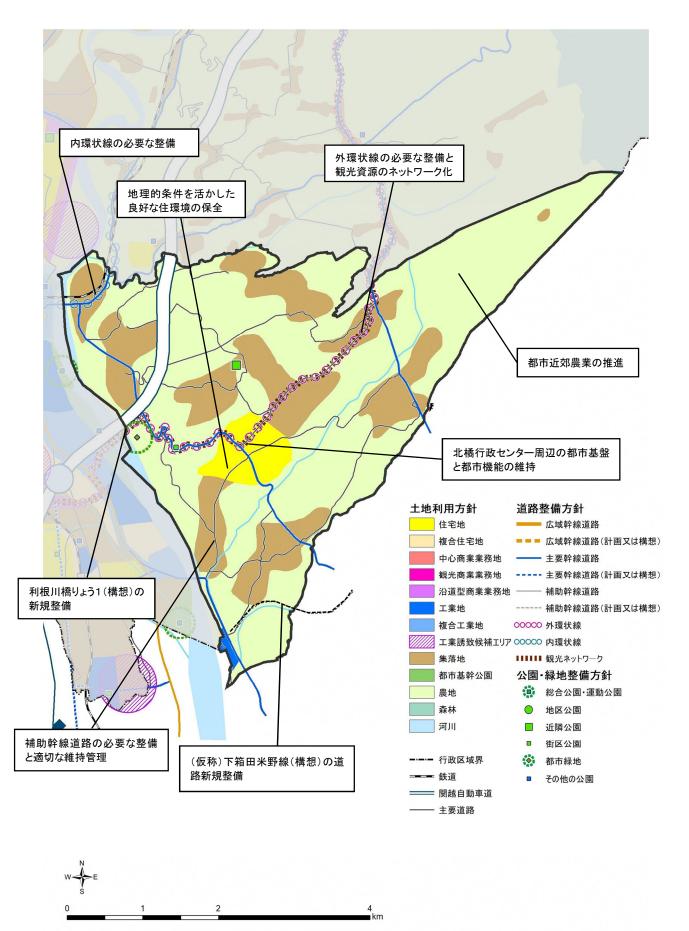
都市施設は、災害時において、避難路や緊急車両の通行、安全な避難場所、ライフラインを確保するため、必要な耐震化などを行います。

(3) 景観形成の方針

○美しく豊かなふるさとを感じさせる自然景観の保全

赤城の遠景・背景としての山なみや、市域のほぼ中央を流れる利根川の水辺は、自然の存在感や価値が引き立ち、四季折々の自然に親しめ美しく豊かなふるさとを感じさせる自然景観として保全します。

【北橘地区のまちづくり方針図】



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進体制では、市民、事業者、渋川市の三者が密接に連携して、計画に掲げるまちづくりの実現化を図ります。

■市民の役割

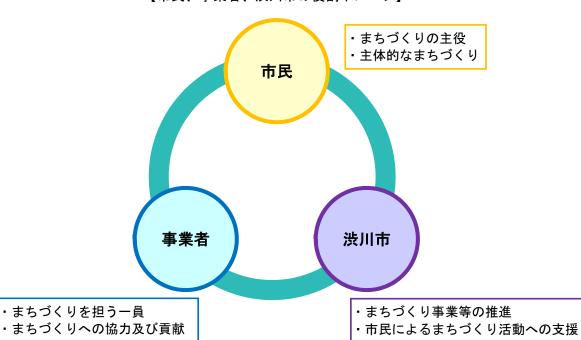
市民は、まちづくりの主役として、自らの生活の場であるまちを、安全性や利便性の向上のために、都市計画の仕組みや各種まちづくりの手法について知識を深め、市民相互の理解と協力による主体的なまちづくりを推進します。

■ 事業者の役割

渋川市を生産や活動の場とする事業者は、渋川市のまちづくりを担う一員としての 役割が求められ、自らの生産活動の維持又は発展に際して、まちづくりに積極的に協 力及び貢献を図ります。

■ 渋川市の役割

渋川市は、市民及び事業者と連携して、総合的で効率的なまちづくりを積極的に進めるとともに、市民参加による各種事業の推進や市民主体のまちづくり活動への支援等を推進します。



【市民、事業者、渋川市の役割イメージ】

2 計画の見直し

本計画は、総合計画をはじめとする上位計画及び関連する分野別計画の見直しや、渋川市を取り巻く社会経済状況の変化に対応するため、計画に基づくまちづくりの取り組み状況について確認・評価を行い必要に応じて見直しを行います。

参考

1 改定の経過

日付 (期間)	内容
亚出 2 0 年 4 月 1 日	渋川都市計画再編検討委員会設置要綱の所掌事項に「都市計画マスタ
平成30年 4月 1日	ープランの改定に関すること」を追加
平成30年 4月12日	第6回渋川都市計画再編検討委員会検討部会
平成30年 4月26日	第6回渋川都市計画再編検討委員会
平成30年 5月30日	平成30年度第1回渋川市都市計画審議会
平成30年10月19日	第7回渋川都市計画再編検討委員会検討部会
平成30年11月 7日	第7回渋川都市計画再編検討委員会
平成31年 3月 4日	平成31年3月渋川市議会経済建設常任委員会協議会(経過報告)
平成31年 4月18日	第8回渋川都市計画再編検討委員会検討部会
平成31年 4月25日	平成31年度第1回渋川市都市計画審議会
令和 元年 5月 8日	第8回渋川都市計画再編検討委員会
令和 元年 5月29日	令和元年度第2回渋川市都市計画審議会
令和 元年 7月24日	第9回渋川都市計画再編検討委員会検討部会
令和 元年 8月 7日	第9回渋川都市計画再編検討委員会
令和 元年11月 7日	第10回渋川都市計画再編検討委員会検討部会
令和 元年11月21日	第10回渋川都市計画再編検討委員会
令和 2年 1月21日	第11回渋川都市計画再編検討委員会検討部会
令和 2年 1月23日	第11回渋川都市計画再編検討委員会
令和 2年 2月 5日	令和元年度第3回渋川市都市計画審議会
令和 2年 3月 3日	令和2年3月渋川市議会経済建設常任委員会協議会(当初案報告)
令和 2年 7月27日	住民説明会(渋川、金島、古巻、豊秋、伊香保、小野上、子持、赤城、
~ 8月 7日	北橘地区で開催)
令和 2年 9月 1日	市民意見公募
~ 9月30日	甲八心儿公劳
令和 2年10月13日	第12回渋川都市計画再編検討委員会検討部会
令和 2年10月23日	第12回渋川都市計画再編検討委員会
令和 2年11月 5日	令和2年度第1回渋川市都市計画審議会(諮問・答申)
令和 2年12月 7日	令和2年12月渋川市議会経済建設常任委員会協議会(最終案報告)

2 渋川市都市計画審議会委員名簿

役職	氏名	組織、役職等	
会長	湯沢 昭	公立大学法人前橋工科大学 名誉教授	
	塩谷 敏昭		
委員 (会長職務代理者)	(一場 秋雄)	渋川市自治会連合会 会長	
	(須田 孝)		
委員	田子 文明	しぶかわ商工会 会長	
委員	萩原 一夫	赤城橘農業協同組合 代表理事組合長	
委員	関口 征治	加加田沙人派川伊孟伊坦自知火协会 全官	
安貝	(大森 隆博)	一般社団法人渋川伊香保温泉観光協会 会長	
委員	寺島 順一	渋川商工会議所 会頭	
	山本 彰一郎		
委員	(堀込 俊一)	渋川市農業委員会 会長	
	須田 勝		
委員	(山﨑 正男)	渋川市議会経済建設常任委員会 委員長	
	(篠田 徳壽)		
委員	南雲 裕之	渋川広域森林組合 代表理事組合長	
	細谷 浩	近川士莽 人 奴 汝 冲 乳	
委員	(今成 信司)	渋川市議会経済建設常任委員会 副委員長	
委員	後藤 剛	渋川土木事務所 所長	
安貝	(小此木 哲雄)		
太 月	今井 勉	小松沙川曲茶符目如 / (小字四字如 /) 片	
委員	(保科 一義)	北群渋川農業協同組合 代表理事組合長	
禾呂	大島 アサ子	业川主典 翌 長 園 地 は 動 儘 / □ と 切 達 △ ○ □	
委員	(齊藤 光良)	渋川市農業振興地域整備促進協議会 会長	

※()内は前任者

3 用語解説

【あ行】

アルテナード	日本シャンソン館から徳富蘆花記念文学館までの約9kmを結
	ぶ主要地方道渋川松井田線の愛称。イタリア語で「芸術」を意味
	するアルテと英語で散歩道を意味するプロムナードを組み合わせ
	た造語

【か行】

居住調整地域	都市再生特別措置法に基づき、住宅地化を抑制するために居住			
	誘導区域外に定めることができる都市計画の地域地区			
居住誘導区域	立地適正化計画で定める、人口減少の中にあっても一定のエリ			
	アにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミ			
	ュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域			
区域区分	市街化区域(既に市街地を形成している区域及びおおむね10			
	年以内に優先的に市街化を図る区域)と市街化調整区域(市街化			
	を抑制すべき区域)との区分。「線引き」ともいう。			
黒井峯遺跡	古墳時代に榛名山の噴火によって埋没してできた子持地区の遺			
	跡。古墳時代の集落の姿を具体的に明らかにした遺跡として、国			
	の史跡に指定されている。			
交通結節点	複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる地点。主			
	に鉄道駅やバスターミナルをさす。			
交流人口	観光・買い物・通勤などで、その地域を訪れる人のこと。定住			
	人口(その地域に住んでいる人のこと)に対する概念			

【さ行】

市街地開発事業	一定の地域を対象に、総合的な計画に基づいて、公共施設の整			
	備と宅地の開発等を一体的に行う事業			
住区基幹公園	住民の日常的な利用を目的とした比較的小規模な公園。住区基			
	幹公園には、「地区公園」「近隣公園」「街区公園」がある。			
上信自動車道	渋川伊香保インターチェンジ付近から長野県側の上信越自動車			
	道へ至る延長約80kmの地域高規格道路			
親水	水や川に触れ、親しみを深めること。			
整備、開発及び保全の方針	都市計画法に基づき都道府県が広域的な見地から定める都市計			
	画の基本的な方針。「都市計画区域マスタープラン」ともいう。			

【た行】

1/2111	,
第2次渋川市総合計画	総合計画とは、市町村がまちづくりの基本理念や将来都市像、
	政策の方向性などを示す計画。渋川市では、平成30年度に第2
	次渋川市総合計画を策定
瀧沢石器時代遺跡	旧石器時代から古墳時代にかけての赤城地区の遺跡。群馬県考
	古学の端緒を開いたとして評価され、昭和2年国の史跡に指定さ
	れている。
地区計画	住民が主役となって、その地域にふさわしい良好なまちづくり
	を行うため、道路や公園の配置、建築物等の用途・形態等に関す
	る事項を一体的に定める都市計画。小さな地区を対象として、用
	途地域より細かく地区の特性に相応しい環境を形成することがで
	きる。
治水	洪水などの水害から人間の生命・財産・生活を守るために行う
	護岸などの整備や河川流路の付け替えなどの事業
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず長期間に
	渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比
	べて利用の程度の低い「低利用地」の総称
特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の地域において、地域の実情
	に応じ、良好な環境の形成又は保持するため、立地が望ましくな
	い用途及び規模の建築物を制限する都市計画の地域地区
都市基幹公園	都市住民全般が利用することを目的とした比較的大規模な公
	園。都市基幹公園には、「運動公園」「総合公園」がある。
都市機能	都市の市民生活を支える医療・福祉・子育て支援・教育文化・
	商業などの機能
都市機能増進施設	医療・福祉・商業などの都市の居住者の共同の福祉又は利便の
	ため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点に誘導し集
	約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る
	区域
都市基盤	道路や街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通
	信施設などの市民の生活を支える根幹的な公共施設
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための「土地利用(用
	途地域、地区計画など)」、「都市施設(都市計画道路、都市計画公
	園など)」、「市街地開発事業(土地区画整理事業など)」に関する
	計画
都市計画道路	健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため
	に、都市間を結び市街地を形成する都市の基盤として、都市計画
	法に基づいて都市計画決定した道路
都市計画に関する基礎	おおむね5年ごとに都道府県が実施する、人口規模、市街地の
調査(都市計画基礎調査)	面積、土地利用、交通量などに関する現況及び将来の見通しにつ
	いての調査

【た行】

都市計画マスタープラン	都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」			
	であり、上位計画や分野別計画と整合を図り、都市づくりの課題			
	や土地利用、都市施設の整備及び市街地の整備の方針等を明らか			
	にする計画			
都市施設	円滑な都市活動の確保及び良好な都市環境の形成に必要な道路			
	や公園、下水道、学校などの都市計画において定められるべき施			
	設			
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づいて、道路・公園・河川などの公共施設			
	を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業			

【ま行】

まちのまとまり	居住や都市機能等が集積している場所

【や行】

用途地域	都市における適正かつ合理的な土地利用を実現するため、建築					
	物の用途(住居系、商業系、工業系)及び形態(容積率、建ペい					
	率、高さ等)を定める都市計画の地域地区					

【ら行】

ライフライン	生活に必須なエネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設		
	などのインフラ施設		
立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき、持続可能な都市構造への再構築を		
	目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するため、		
	市町村が必要に応じて策定する計画		
レクリエーション	心身の回復のために、余暇を利用して自発的に行われる休養や活		
	動		

渋川市都市計画マスタープラン

平成24年12月策定令和 2年12月改定

【発 行】 群馬県 渋川市

【編集】 建設交通部 都市政策課

〒377-8501 渋川市石原80番地

TEL 0279-22-2073

FAX 0279-22-2132

